

# 春日井市 耐震改修 促進計画



令和3年3月  
春日井市

# 目 次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1-1	計画策定の背景.....	1
1-2	計画の位置づけ.....	3
1-3	春日井市における地震被害の想定.....	4
第2章	計画の基本的事項.....	7
2-1	対象となる区域、計画期間、対象建築物.....	8
2-2	住宅・建築物の耐震化の現状と課題.....	15
2-3	住宅・建築物の耐震化・減災化の目標.....	19
第3章	耐震化・減災化促進の基本的な方策.....	21
3-1	耐震化・減災化に向けた役割分担.....	21
3-2	耐震化・減災化促進体制.....	22
3-3	地域における耐震化・減災化の取組の促進.....	25
3-4	重点的に耐震化を進める区域の設定.....	26
第4章	住宅の耐震化促進.....	29
4-1	普及・啓発.....	29
4-2	耐震化促進のための支援制度.....	32
4-3	低コスト耐震化工法の普及.....	38
4-4	住宅供給公社等による耐震改修支援.....	39
第5章	建築物の耐震化促進.....	40
5-1	市有建築物の耐震化促進.....	40
5-2	民間建築物の耐震化促進のための支援制度.....	40
5-3	特定既存耐震不適格建築物の指導等.....	42
第6章	住宅・建築物の減災化促進.....	47
6-1	減災化促進のための対策.....	47
6-2	減災化促進のための支援制度.....	49
第7章	計画達成に向けて.....	51
参 考 資 料	.....	52



# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景

春日井市では、「春日井市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を2008年（平成20年）3月に策定、2013年（平成25年）3月に改定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

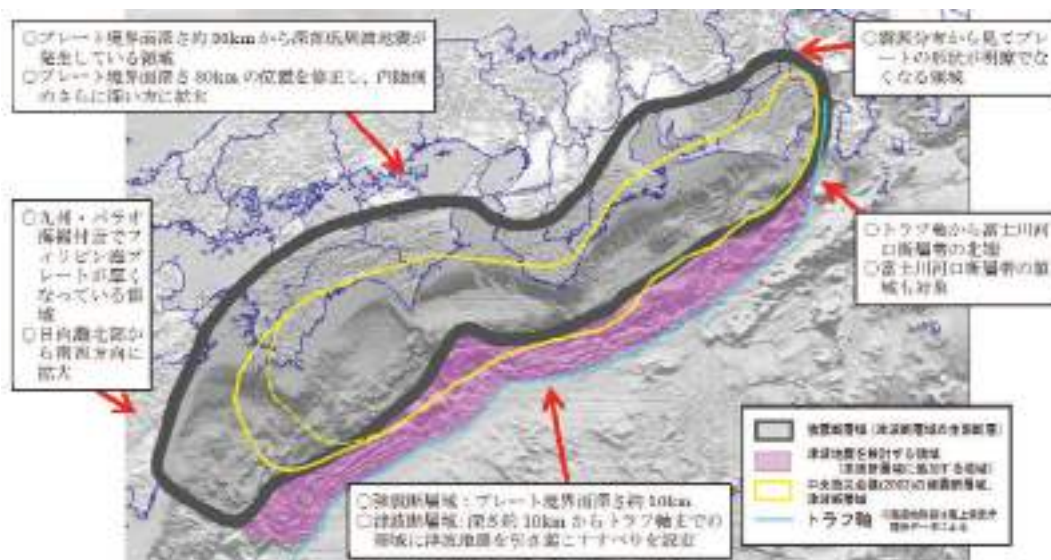
これまでの地震災害を振り返ると、阪神・淡路大震災（1995年（平成7年）1月）では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した住宅等から出火・延焼し、さらに多くの住宅・建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した住宅や建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ、一層の被害の増大をもたらしました。

その他、新潟県中越地震（2004年（平成16年）10月）、福岡県西方沖地震（2005年（平成17年）3月）、能登半島地震（2007年（平成19年）3月）、新潟県中越沖地震（2007年7月）、熊本地震（2016年（平成28年）4月）、大阪府北部地震（2018年（平成30年）6月）、北海道胆振東部地震（2018年9月）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

特に、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。春日井市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模地震により著しい災害が生ずるおそれがある地域となっています。

さらには、東日本大震災（2011年（平成23年）3月）では、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震が発生し、多くの死者、住家被害等をもたらしました。なお、中央防災会議では、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震やその連動型地震における防災対策が2019年（令和元年）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等により見直されました。

南海トラフ地震の想定震源断層域



出典：2017年（平成29年）9月「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」

このように大規模地震の発生が危惧され、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

そのためには、耐震性を的確に把握するとともに必要に応じて耐震改修等を行い、耐震化を進める必要があります。住宅・建築物の耐震化については、東海・東南海・南海地震に関する地震防災戦略（2005年3月）において、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとされました。また、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（2005年9月）においては、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられました。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を実施することが求められています。

このような背景のもと、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導の強化及び耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、2005年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各地方公共団体においては、計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなりました。愛知県では2006年度（平成18年度）に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」、2011年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」を策定し、2013年11月に改正耐震改修促進法が施行されたことを踏まえ、2014年（平成26年）3月に計画の一部が改定されています。今般、現状の問題点を踏まえて更なる耐震化の取組を進める必要があることから、2021年（令和3年）3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2030）」（以下「県計画」という。）が新たに策定されました。県内の各市町村については、この県計画に基づき当該市町村の実情に応じた耐震改修促進計画を策定することとなっています。

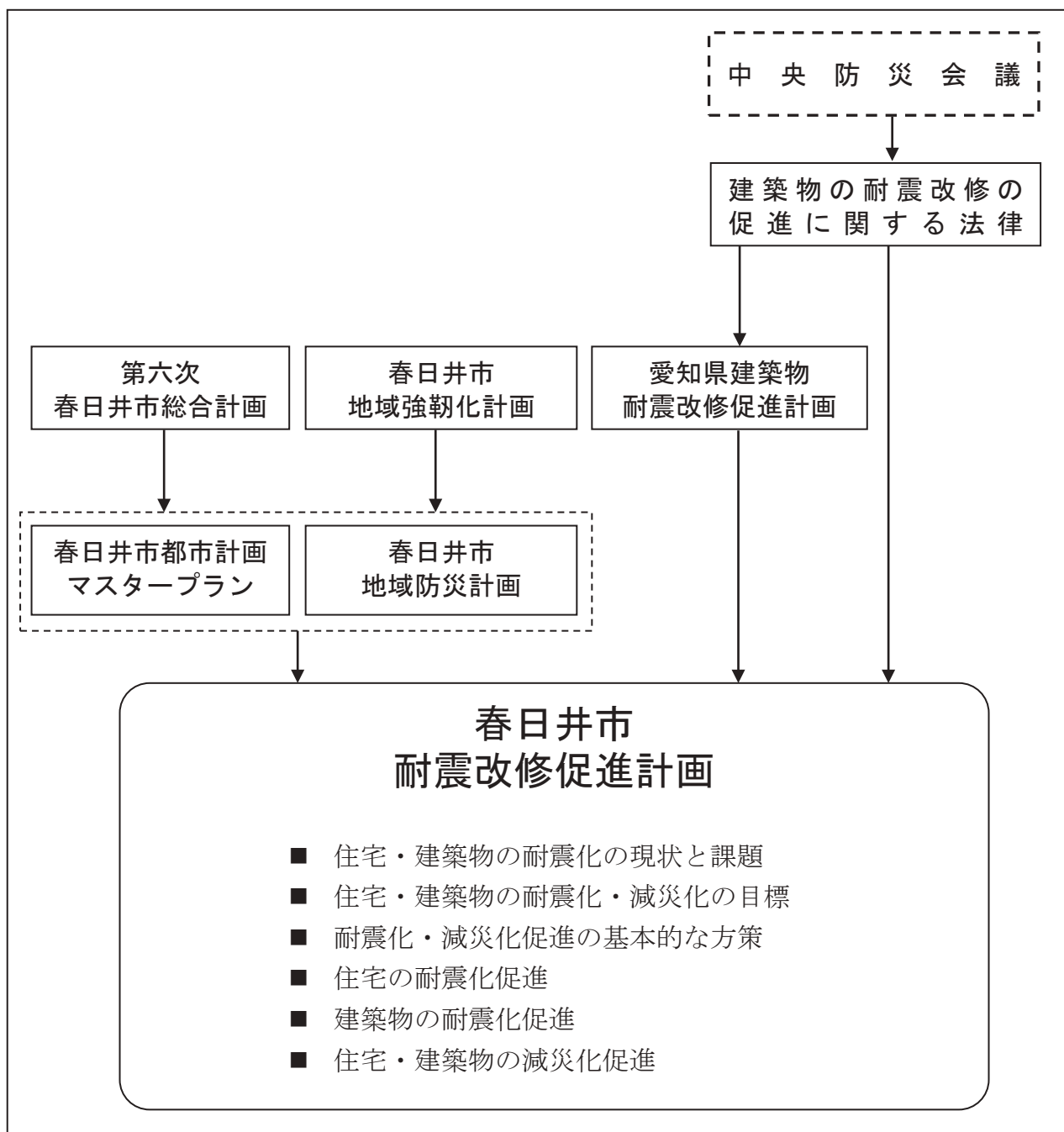
これらのことから、春日井市においては、2013年3月に改定した内容について、耐震化の目標の達成状況や目標達成のために行う施策の実施状況を検証し、県計画等の内容を踏まえて計画の改定を行います。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「県計画」、「第六次春日井市総合計画」、「春日井市地域強靱化計画」、「春日井市都市計画マスタープラン」、「春日井市地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、春日井市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

なお、本計画は、春日井市ホームページにおいて公表します。

春日井市耐震改修促進計画の位置づけ



## 1-3 春日井市における地震被害の想定

### 1. 想定される地震の規模及び被害の状況

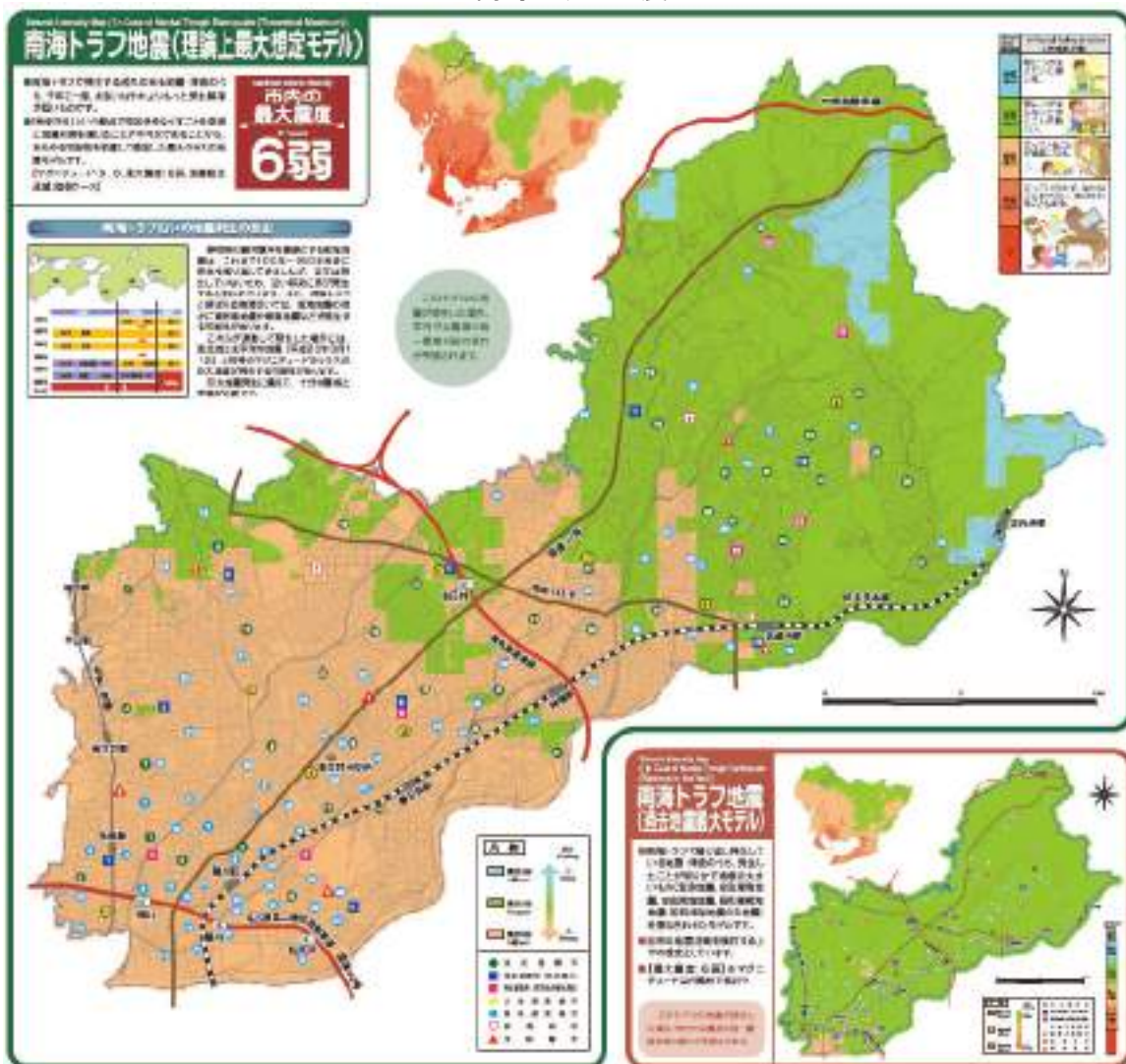
2011年3月に発生した東日本大震災を受けて2012年(平成24年)8月に中央防災会議において、南海トラフに沿った複数のプレートが連動して発生する南海トラフ地震の被害想定が発表されました。

それに伴い、2014年5月の愛知県防災会議では、東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、愛知県域に与える影響や発生確率、被害規模から対策を講ずべき対象地震として南海トラフ地震を想定した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」を公表しています。

その被害想定によると、地震の規模はマグニチュード9クラスとされています。震度については、「陸側ケース(東海地方の被害が最も大きいケース)」の場合、北部を除いて愛知県全域的に震度6以上、震源に近い沿岸部を中心として震度7も想定されています。

春日井市においては、市域東部の大半が震度5強から5弱、西部は震度6弱の揺れになることが想定されています。

南海トラフ地震



出典：2020年(令和2年)「春日井市地震防災マップ」





春日井市での人的被害や建物の被害については、直下型の地震よりも発生の可能性が高い南海トラフ地震の場合において、建物倒壊等や火災による死者数約 30 人、揺れ・液状化・火災による建物被害は約 820 棟と予想されています。

### 南海トラフ地震被害予測

項 目		南海トラフ地震
液状化の可能性 〔過去地震最大モデル〕	大	1.1%
	中	2.2%
	小	3.2%
	なし	18.3%
	対象層なし	3.2%
	計算対象外	72.0%
建物被害 〔理論上最大想定モデル〕	全壊・焼失棟数	揺れ 約 300 棟 液状化 約 20 棟 火災 約 500 棟
人的被害 〔理論上最大想定モデル〕	死者数	建物倒壊等 約 10 人 火災 約 20 人
避難所生活者数 〔過去地震最大モデル〕	1 日後	約 1,600 人
	1 週間後	約 15,000 人
	1 か月後	約 1,600 人

※過去地震最大モデル…南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永地震・安政東海地震・安政南海地震・昭和東南海地震・昭和南海地震の 5 地震）を重ね合わせたモデル

※理論上最大想定モデル…南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもので、「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮して想定した最大クラスの地震モデル

出典：2014 年（平成 26 年）5 月「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、住宅・建築物の耐震化・減災化の実施に関する目標を定め、耐震化・減災化に取り組むことにより、春日井市における、地震による住宅・建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を低減するために策定します。

国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号<sup>※1</sup>。以下「国の基本方針」という。）では、住宅の耐震化率<sup>※2</sup>及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を2020年（令和2年）までに95%にすることとされています。

そのため、2012年3月に策定された「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」では、国の基本方針との整合を図り、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を2020年度までに95%にすることを目標とし、2013年3月に改定された本計画も同様の目標としていました。

しかし、2020年5月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会<sup>※3</sup>」において、住宅の耐震化率の目標達成が困難な状況等を踏まえ、新たな目標設定が示されました。これに伴い、県計画では、住宅については、国の定める新たな目標との整合を図り、2025年度（令和7年度）までに耐震化率を95%、2030年度（令和12年度）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消すること、建築物については、国と同様に耐震診断義務付け対象建築物を対象を絞り、目標が設定されました。

本計画の改定においては、住宅や耐震診断義務付け対象建築物、特定既存耐震不適合建築物等の市内の建築物について国や愛知県が示す目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、春日井市において想定される地震の規模・被害状況等並びに市内の住宅・建築物の耐震化の現状及び課題を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対する減災化を促進していきます。

※1 平成25年国土交通省告示第1055号、平成30年国土交通省告示第1381号により改正

※2 耐震化率とは、住宅・建築物の総数に対する耐震性を有するものの割合

※3 住宅・建築物の耐震化を図る観点から、耐震化率のフォローアップのあり方について検討するため、国土交通省が設置した専門家、有識者からなる研究会



【耐震診断義務付け対象建築物】

①要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法附則に基づき、以下の用途及び規模とされています。要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を 2015 年 12 月 31 日までに報告することが義務付けられています。

用 途	規 模※
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

※ 耐震改修促進法施行令附則第 2 条第 1 項第 2 号

## ②要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物の種類は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとされています。要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を報告することが義務付けられています。

法*		建築物の種類	
第7条	第1号	災害時に公益上必要な既存耐震不適格建築物	愛知県により指定され、愛知県建築物耐震改修促進計画に耐震診断が義務付けられることが記載された病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な既存耐震不適格建築物（法*第5条第3項第1号）
	第2号	通行障害既存耐震不適格建築物	愛知県により指定され、県計画に耐震診断が義務付けられることが記載された道路に接する既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法*第5条第3項第2号）
	第3号		春日井市により指定され、本計画に耐震診断が義務付けられることが記載された道路に接する既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、第2号に掲げる建築物であるものを除く。）（法*第6条第3項第1号）

※耐震改修促進法

なお、春日井市内においては、耐震改修促進法第7条第1号及び第3号に該当する建築物並びに耐震改修促進法第7条第2号に該当する組積造の塀は、2021年3月時点ではありません。

【特定既存耐震不適格建築物】

①多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とされています。

※1 法	政令 第6条第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	
	第3号	学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとされています。

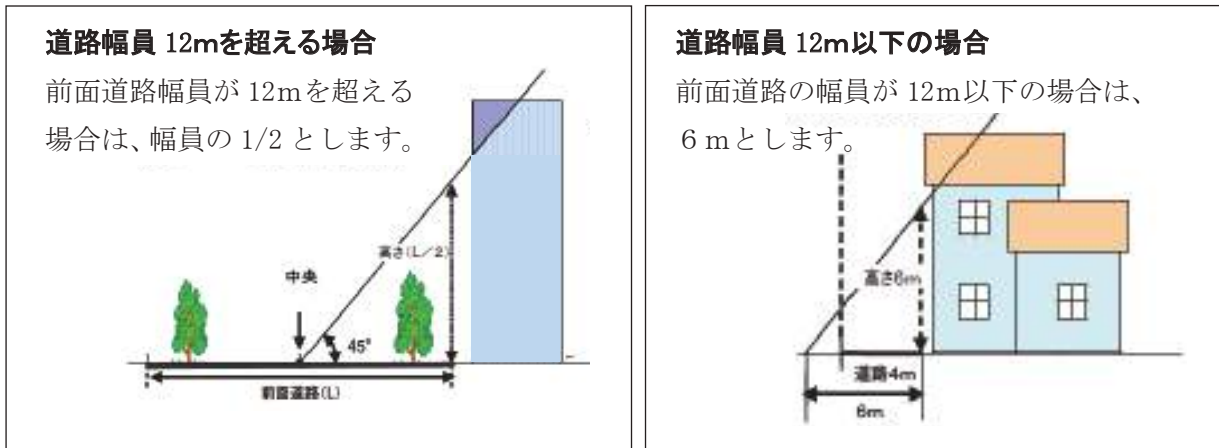
※1 法	政令 第7条第2項	危険物の種類		数 量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン以上
			爆薬	5トン以上
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
			銃用雷管	500万個以上
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
			導爆線又は導火線	500キロメートル以上
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量以上
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
	第3号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン以上
	第4号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上
	第5号		マッチ	300マッチトン※2以上
	第6号		可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル以上
第7号		圧縮ガス	20万立方メートル以上	
第8号		液化ガス	2,000トン以上	
第9号		毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン以上	
第10号		毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン以上	

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg

### ③通行障害建築物

通行障害建築物は、「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6 m）を加えたものを超える建築物とされています。



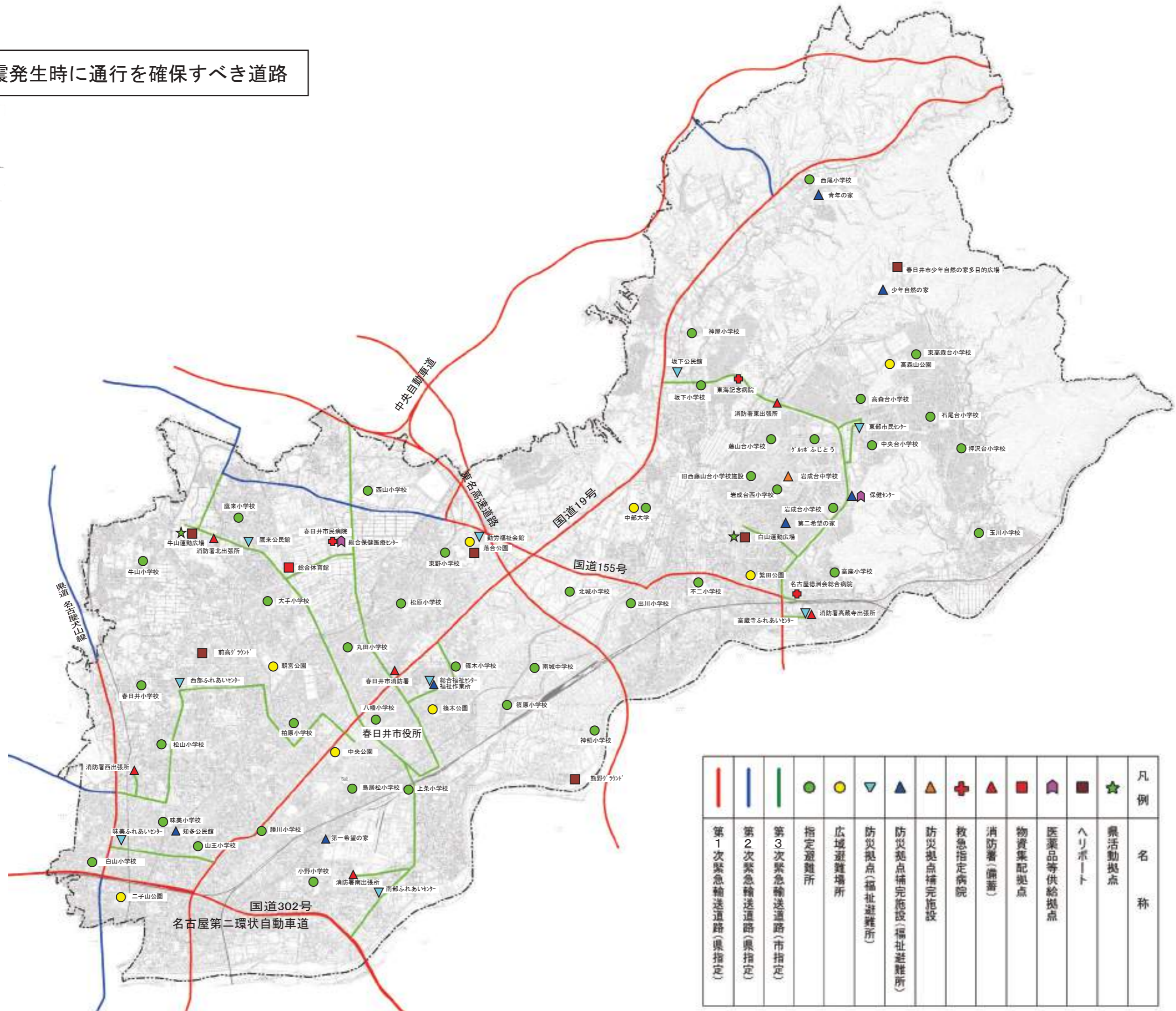
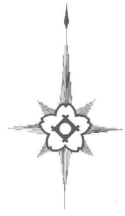
出典：国土交通省ホームページ

#### ■地震発生時に通行を確保すべき道路

- 県指定緊急輸送道路(耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定に基づき定める道路)  
大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、愛知県地域防災計画に記載された第1次、第2次緊急輸送道路とします。
- 市指定緊急輸送道路等(耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づき定める道路)  
第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点等を連絡し、地区内の緊急輸送を担うことを目的に設定される道路で「春日井市地域防災計画」に記載された第3次緊急輸送道路とします。



# 地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例	名称
Red line	第1次緊急輸送道路(県指定)
Blue line	第2次緊急輸送道路(県指定)
Green line	第3次緊急輸送道路(市指定)
Green circle	指定避難所
Yellow circle	広域避難場所
Blue triangle	防災拠点(福祉避難所)
Blue triangle	防災拠点補完施設(福祉避難所)
Orange triangle	防災拠点補完施設
Red cross	救急指定病院
Red triangle	消防署(備番)
Red square	物資集配拠点
Purple house	医薬品等供給拠点
Black square	ヘリポート
Green star	県活動拠点

## 2-2 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

### 1. 春日井市内の住宅・建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、1981年6月に大きく改正されました。この基準によって建築された建築物（以下、住宅を指す場合に「新耐震住宅」という。）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下「旧耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「旧耐震住宅」という。）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

#### (1) 住宅の耐震化の状況

2020年1月時点で、春日井市内における住宅の耐震化の状況は、住宅総数137,599戸のうち、耐震性があると判断されるものは、123,645戸となっており、89.9%の住宅で耐震性があると推計しています。2020年度における耐震化率の目標95%には至らなかったものの、2012年1月時点の耐震性のある住宅95,010戸（耐震化率84.2%）と比較すると、この8年間で耐震性のある住宅は28,635戸増加しています。今後は、耐震性がないと判断される13,954戸の住宅の耐震化を促進するため、取組を進めていく必要があります。

春日井市における耐震性のある住宅の割合

(単位：戸)

分類	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性のある 住宅 ①+②	耐震化率
		耐震性あり②	耐震性なし		
戸建住宅	48,376	10,827	13,664	59,203	81.2%
共同住宅	46,805	17,637	290	64,442	99.6%
計	95,181	28,464	13,954	123,645	89.9%
	137,599				

(2020年1月現在)

#### 【住宅数の集計について】

- ・上記戸数は、2020年1月現在の固定資産税課税台帳を基に推計し集計しました。
- ・旧耐震住宅の「耐震性あり」の推計については、2008年（平成20年）から2018年（平成30年）の住宅・土地統計調査から得られる春日井市内の住宅の耐震化の現状数値（戸建住宅：約44%、共同住宅：約98%）を利用しました。
- ・2020年5月の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の算出方法を参考にしているため、2007年と2020年では算出方法が異なります。

## (2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

春日井市における耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の現状は、以下のとおりです。

### 春日井市における要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

分類	対象建築物			
	2015年		2020年	
	耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	0	1	0	0
遊技場	0	1	0	1
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	0	1	0	1

## (3) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況

春日井市における耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物の現状は、以下のとおりです。

### 春日井市における要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

分類	対象建築物	
	2020年	
災害時に公益上必要な建築物	0	
通行障害既存耐震不適格建築物	12	耐震性なし 7
		耐震性あり 3
		不明 2

※県計画により2019年（平成31年）3月31日までに報告が義務付けされた建築物数

#### (4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

春日井市における耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する建築物の現状は以下のとおりです。

2020 年 1 月時点の耐震化率は約 90%と推計しており、公共建築物については、除却することが決まっている 3 棟を除き、全て耐震性を有しています。一方で、民間建築物については、耐震性が無いと判断されているものは 88 棟あり、公共建築物と比較して耐震化が進んでおらず、2020 年度における耐震化率の目標 95%には至りませんでした。今後は、民間建築物の耐震化を促進するため、取組を進めていく必要があります。

春日井市における多数の者が利用する建築物数

(単位：棟)

	対象建築物（旧耐震建築物）					
		2012 年		2020 年		
		耐震性あり	耐震性なし	耐震性あり	耐震性なし	
公共建築物	165	118	47	158	155	3
うち市有建築物	112	81	31	108	107	1
民間建築物	322	166	156	288	200	88
合計	487	284	203	446	351	95

#### (5) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

春日井市における耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する建築物の現状は以下のとおりです。

春日井市における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物数

(単位：棟)

	対象建築物（旧耐震建築物）	
	2012 年	2020 年
危険物貯蔵・処理施設	18	16

## (6) 通行障害建築物の耐震化の状況

春日井市における耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物の状況は以下のとおりです。

春日井市における通行障害建築物数

(単位：棟)

	対象建築物（旧耐震建築物）	
	2012 年	2020 年
第 1 次・2 次緊急輸送 道路沿道(県指定)	51	46
第 3 次緊急輸送 道路沿道(市指定)	104	92
合計	155	138

## 2. 現状の主な課題と解決に向けた取組の方向性

住宅・建築物の耐震化の現状と課題を踏まえた上で、課題解決に向け、これまでの取組をさらに強化する視点を以下に示し、具体的な方策を検討していきます。

対象	課 題	強化する視点
住 宅	耐震診断や耐震改修に消極的な所有者(特に高齢者)に対し、耐震対策の必要性について再度意識を高める必要がある。	耐震化が図られていないことへの危険性を認知してもらうため、効果的な普及啓発の取組を進める。
	耐震診断件数に対し耐震改修件数の割合が決して高くない状況にあることから、診断から改修へとつなぐ手法の検討をする必要がある。	耐震化に関する有用な情報が所有者に伝わるような情報発信や体制づくりを進める。
	住宅を耐震改修しない主な理由の一つに「工事コスト」が挙げられることから、低コスト工法等による耐震化につながる取組を進める必要がある。	所有者に対する低コスト工法の情報提供に加え、事業者に対しても耐震化の意識啓発や低コスト工法の理解・技術向上に向けた取組を進める。
住 宅 建築物	耐震改修を行う費用対効果が低くなってきていることから、耐震改修以外の支援を検討する必要がある。	耐震性の不足する住宅・建築物の除却や建替を促進するための取組を進める。
建築物	民間建築物の耐震化が進みにくい現状に対し、耐震化や減災化を促進する取組について検討する必要がある。	建築物の所有者向けの耐震化・減災化に向けた支援体制を強化する。

## 2-3 住宅・建築物の耐震化・減災化の目標

### 1. 目標設定の考え方

「国の基本方針」及び「県計画」の定める目標を基に、以下のとおりとします。

住宅については耐震化の目標を定めます。

建築物については、耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物を対象とし、耐震化の目標を定めます。特定既存耐震不適格建築物については、数値目標は定めませんが、今後も耐震化が進むように、指導・助言を続けていきます。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化の目標を定めます。

### 2. 住宅の耐震化の目標

住宅については、2025年度までに耐震化率を95%とし、2030年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

住宅の目標

(単位：戸)

	2020年の住宅件数	2025年の住宅総数(推計)	2020年の耐震化率	耐震化率の目標	耐震性を有する住宅件数の目標
戸建住宅	72,867	76,273	81.2%	90.7%	69,208
共同住宅	64,732	67,758	99.6%	99.8%	67,622
計	137,599	144,031	89.9%	95.0%	136,830

	2025年までに耐震性を有する住宅件数の目標				
	現況で耐震性を有する住宅数	世帯数の増加により新築される住宅数	建替え等により耐震化される住宅数	施策を要する住宅数	
戸建住宅	69,208	59,203	3,406	3,505	3,094
共同住宅	67,622	64,442	3,026	41	113
計	136,830	123,645	6,432	3,546	3,207

※住宅・土地統計調査（総務省）より推計

住宅数と耐震化率の推移



※住宅・土地統計調査（総務省）より推計

### 3. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

---

耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）については、当該建築物の所有者に耐震改修の必要性や市の支援策を説明、指導助言を実施し、要緊急安全確認大規模建築物の2棟は2025年度までに解消、要安全確認計画記載建築物の9棟（不明2棟含む。）は2025年度までに半数解消、2030年度までに概ね解消することを目標とします。

### 4. 住宅・建築物の減災化の目標

---

地震災害時には、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく「ゼロ」にすることを目指し、耐震化施策に加え、減災化施策に取り組んでいきます。

また、建築物は、都市機能や生活の基盤となるものであり、建築物の倒壊から利用者の命だけでなく、機能を守ることで、人々の生活も守ることができます。地震によって被災した場合でも速やかに社会活動が復旧できるよう、減災化施策に取り組んでいきます。

「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」を目標とし施策に取り組みます。

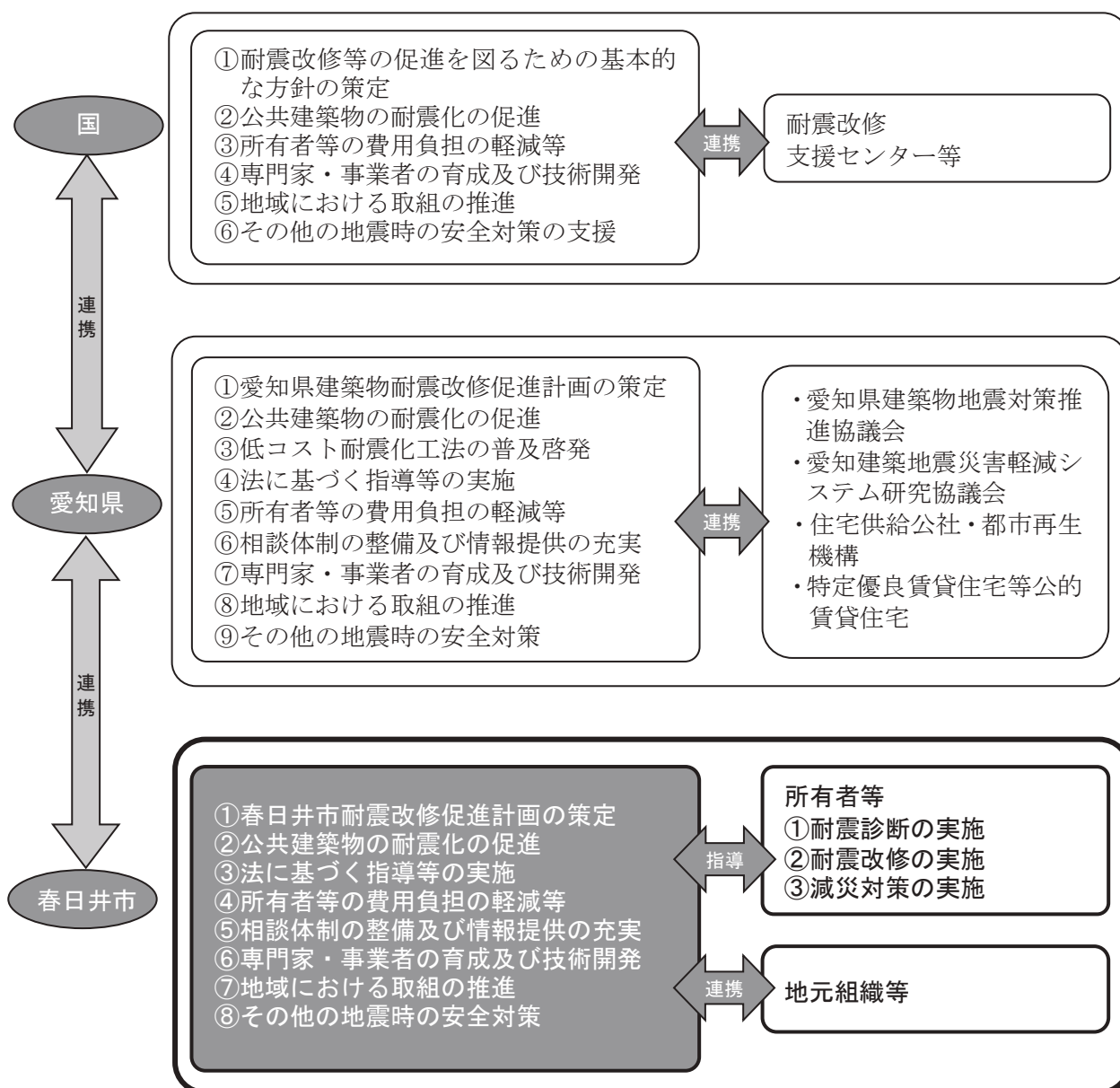
# 第3章 耐震化・減災化促進の基本的な方策

## 3-1 耐震化・減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化・減災化目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化・減災化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

### 国・愛知県・春日井市・所有者等の役割分担





## 3-2 耐震化・減災化促進体制

### 1. 耐震化・減災化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

#### (1) 愛知県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁が行うことと定められています。春日井市は所管行政庁として、住宅・建築物の所有者に対する指導等を行っています。

これら指導等に当たっては、特に一部の者が複数の特定既存耐震不適格建築物を所有する場合などにおいて、連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。

このため春日井市は、愛知県及び県内の他の所管行政庁等との連絡・協議体制のもとで連携して指導等を進め、的確に耐震化を推進します。

また、住宅・建築物の減災化についても、愛知県と連携し推進します。

#### (2) 推進協議会の取組の普及・推進

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、春日井市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会をはじめ 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置しています。

春日井市においても、推進協議会と連携しながら耐震化促進の体制の一翼として、住宅・建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

##### ①パンフレット・インターネット等による情報提供

推進協議会では、あいち耐震改修 N 倍プロジェクト\*を進めており、木造住宅の無料耐震診断の周知リーフレットや耐震化を呼びかけるパンフレットを配布するとともに、市町村補助木造住宅耐震改修工事実施事業者一覧及びあいち耐震改修推進事業者リストの公表など住宅・建築物の耐震化に関する情報をインターネットにより提供しています。

春日井市では、推進協議会と連携し、さらに耐震化についての啓発・普及を図っていきます。

※耐震改修事業者（設計者・施工者）と行政（県・市町村）が連携して、耐震改修を強力に進めていくため、耐震改修推進事業者の周知、耐震改修に係る技術講習の開催、耐震推進事業者を支援するツールの作成、あいち耐震改修ポータルサイトの運営など、耐震改修を進めるための様々な取組

## ② 関連技術者等の情報提供

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に施工されるよう、「愛知県木造住宅耐震改修マニュアル」を作成しており、このマニュアル等を教材として「愛知県木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を実施し、関連技術者等の資質の向上を図っています。

## 2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

---

春日井市では、まちづくり推進部建築指導課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

また、（公社）愛知建築士会春日井支部においても、耐震対策や建物の新築、リフォームなどについての相談窓口を市民相談コーナーにて開設しています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、無料耐震改修相談会などの開催や専門家の派遣等により、相談窓口を充実していきます。

## 3. 地震防災マップの作成及び配布

---

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（地震防災マップ）を作成し、市民に情報提供を行っています。

地震防災マップを市民に配布することにより、自宅やその近隣の地震時の危険性に対する理解を深めるとともに、市民の防災意識の向上を図り、耐震診断や耐震改修工事といった住宅の耐震化、及び住宅内の家具転倒防止対策や耐震シェルターの整備といった住宅の減災化に向けた取組を促進します。

## 4. 春日井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの運用

---

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、2017年に「春日井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しました。

本プログラムは、毎年度、住宅の耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進するため、適切に運用していきます。

## 5. 耐震改修計画等の認定の体制整備

---

### (1) 耐震改修計画の認定

春日井市は所管行政庁として耐震改修促進法第 17 条に基づく耐震改修計画の認定\*を適切かつ速やかに行う必要があります。

春日井市では、愛知県と連携し多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定につなげるため、建築構造専門家の協力を得て、耐震診断の審査や耐震改修計画の認定をしていきます。

※「耐震改修計画の認定」…建築物の耐震改修をしようとする者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」第 17 条の規定に基づき、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁（春日井市）へ提出することができます。春日井市は、法に定められた事項を確認し、計画の認定を行います。

### (2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

春日井市は所管行政庁として耐震改修促進法第 22 条に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定\*を適切かつ速やかに行うよう努めます。

なお、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な利用が得られるよう留意します。

※「建築物の地震に対する安全性に係る認定」…建築物の所有者は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」第 22 条の規定に基づき、所管行政庁（春日井市）に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。春日井市は、耐震関係規定又は地震に対する安全性上これに準ずるものとして国土交通省大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定を行います。

### (3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

春日井市は所管行政庁として耐震改修促進法第 25 条に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定\*を適切かつ速やかに行うよう努めます。

※「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」…耐震診断が行われた区分所有建築物の管理者等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」第 25 条の規定に基づき、所管行政庁（春日井市）に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができます。春日井市は、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定を行います。

### 3-3 地域における耐震化・減災化の取組の促進

耐震化・減災化の促進には、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼などによる二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。このため、区・町内会・自治会や自主防災組織の活動は、耐震化・減災化をより一層促進させることにつながることから、春日井市は積極的に地元組織活動を育成・支援していきます。

春日井市では、1978年（昭和53年）4月以来、自主防災組織づくりを進め、2020年4月1日現在236組織が組織され、区・町内会・自治会の95.6%と高い組織率となっています。

自主防災組織発足時には、消火、救出救護、情報伝達などの活動に必要な資器材として、可搬式ポンプや担架、ハンドマイク、強力ライト、バール、のこぎり、スコップ等を地域の実情にあわせて貸与しています。

自主防災組織では、独自の災害対策を策定するなど防災意識が高まっており、2012年9月には、「地域における市民防災マニュアル作成の手引き」を作成及び配付することにより、区・町内会・自治会や自主防災組織への支援を行っています。さらに、地域の区・町内会などへの防災に関する講話や、パンフレットを配布したりするなど、耐震化・減災化に対する意識の醸成に努めます。

自主防災組織における防災訓練の様子



### 3-4 重点的に耐震化を進める区域の設定

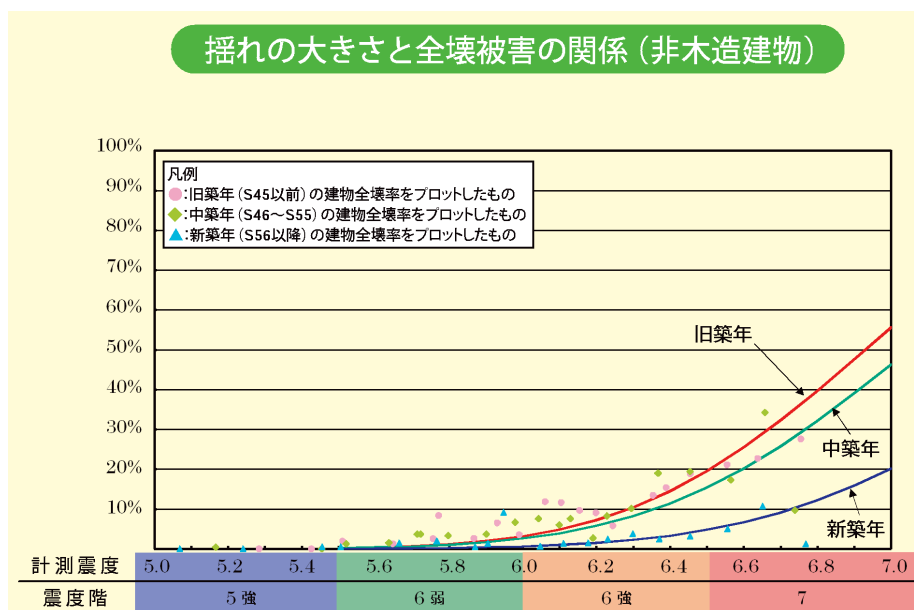
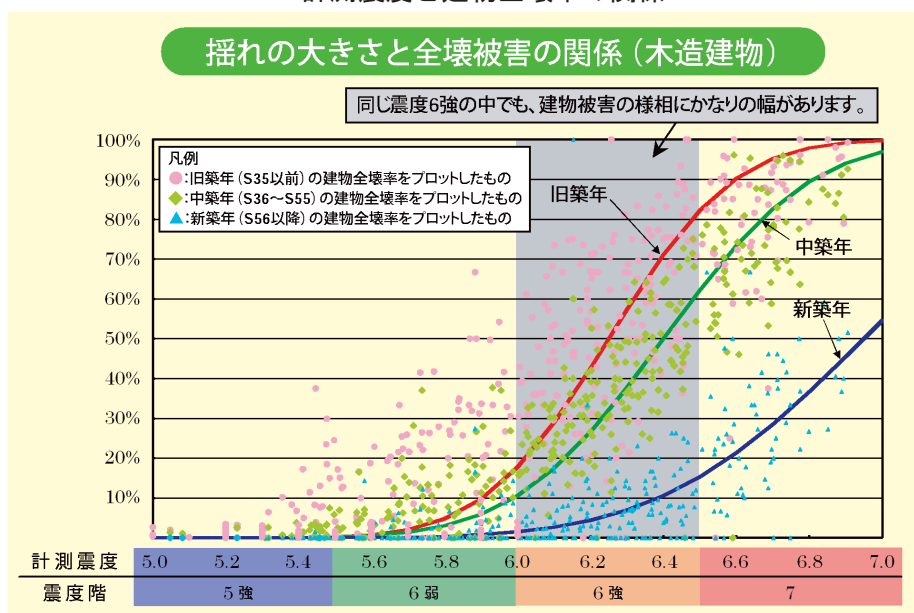
地震発生時に大きな被害が想定される区域において、耐震化を重点的に促進していくことは、市全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高くなります。

そのため、春日井市においては、地震による被害がより大きくなると想定される地区を抽出し、「重点的に耐震化を進める区域」（以下「重点区域」という。）として設定していきます。

#### 1. 重点的に耐震化を進める区域の設定方法

震度と建物全壊率との関係については、以下のような分析結果があります。

計測震度と建物全壊率の関係



※阪神・淡路大震災など最近の地震の全壊被害実態から揺れの大きさと全壊被害の関係を表したもの  
出典：内閣府「地震防災マップのすすめ」パンフレット

春日井市においては、想定震度の分布から重点区域を設定します。想定震度算出においては、以下の2つの地震を想定します。

①南海トラフ地震<sup>※1</sup> (M9.0)

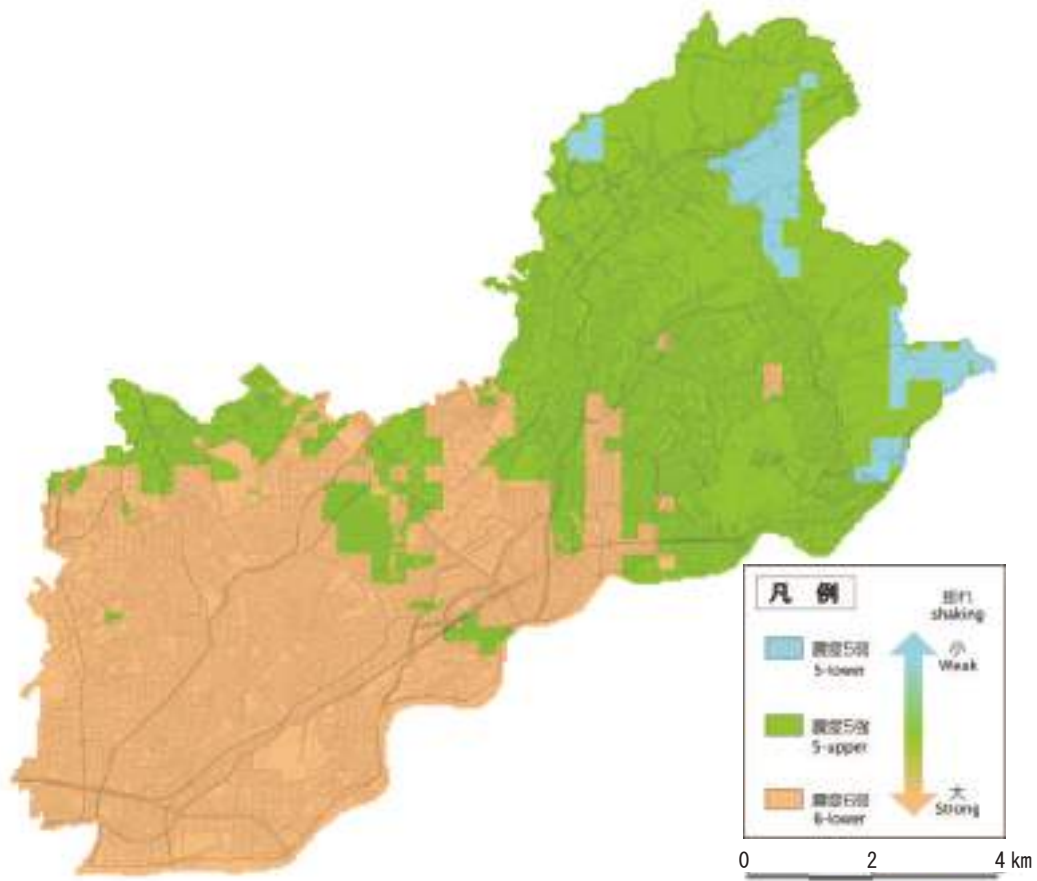
②全国どこでも起こりうる直下型地震<sup>※2</sup> (M6.9)

※1 「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)」における想定地震規模としています。

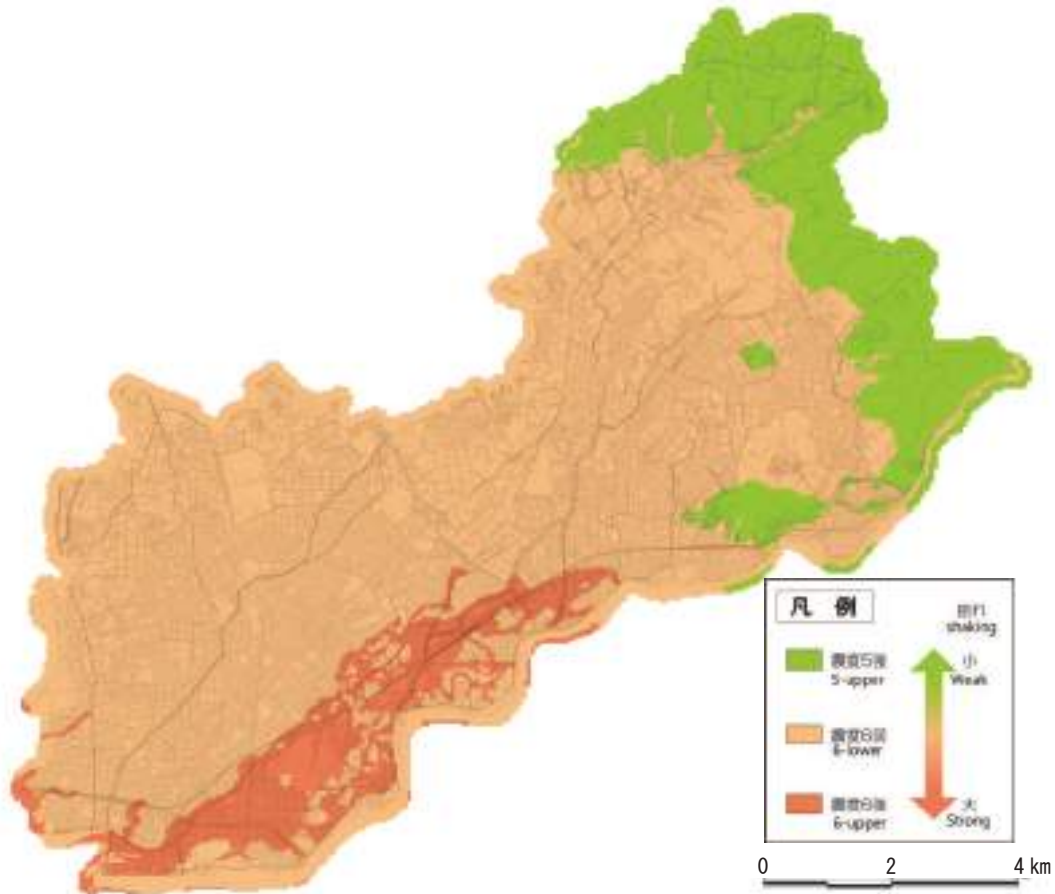
※2 「全国どこでも起こりうる直下型地震」とは、国の中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」において取り決められた想定地震規模としています。

なお、一般的に地震は、活断層のある地域に起きやすいとされていますが、近年、活断層が地表で認められない地域においても強い地震が発生していることから、発生の確率は低くても春日井市でも起こる可能性のある地震として検討の対象としています。

### 南海トラフ地震の震度想定 (理論上最大想定モデル)



## 全国どこでも起こりうる直下型地震の震度想定



※震度想定は、地表から数十m程度の深さまでの地盤の状況を反映して揺れ（地表の震度）の大きさを算定するもので、地域の揺れやすさとして、起こりうる最大震度を表示したものです。

## 2. 重点的に耐震化を進める区域と耐震化の取組方針

想定震度から、「JR 勝川駅から JR 春日井駅にかけての、主に JR 中央線の沿線及び南側の既成市街地」は、震度が相対的に大きく、地震による被害がより大きくなると想定されます。

そのため、春日井市においては、

**JR 勝川駅から JR 春日井駅にかけての、主に JR 中央線の沿線及び南側の既成市街地**

を「重点区域」とします。

春日井市における重点区域への耐震化の取組については、積極的に地元働きかけを行い旧耐震の住宅・建築物の所有者が耐震化を進められるよう、市職員等を派遣しアドバイスを行っていきます。

特に、住宅の耐震化を緊急的に促進するために「春日井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。その対象区域として、重点区域内で、特に旧耐震基準の住宅が多く、より大きな被害が生じる危険性が高い区域を「緊急耐震重点区域」として設定しており、その区域に対し、戸別訪問を行うなど耐震化への普及啓発活動を計画的に実施します。

## 第4章 住宅の耐震化促進

### 4-1 普及・啓発

#### 1. 普及・啓発活動

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため、春日井市においては、木造住宅の無料耐震診断事業を開始した2002年度（平成14年度）から、「市広報誌でのPR」、「啓発資料の配布」、「防災訓練・講演会等イベントでのPR」、「区・町内会・自治会、自主防災組織を対象とした防災に関する講話での説明」、「ホームページへの掲載」など啓発活動を継続して行っています。今後は、これらの活動に加え、区・町内会・自治会等の地域のコミュニティを通じた啓発の取組の強化や、SNSを活用した耐震化促進に向けた情報発信を検討していきます。

耐震化促進の啓発チラシ



#### 2. 安心して相談できる仕組みの整備

住宅の耐震化は、基本的には個々の住宅の所有者の方が、あるいは地域として地域の防災まちづくりを進めていく中で取り組んでいただくこととなります。その際に、どの建設業者等に相談すればよいのか分からない状況が考えられます。そのため、春日井市では、週に1回建築相談が無料で受けられる取組を行っています。愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページ上では、市町村補助木造住宅耐震改修工事実施事業者一覧及びあいち耐震改修推進事業者リストを公表しています。今後もこれらの取組を継続しながら、「安心して相談できる・任せられる」仕組みの充実に努めていきます。

#### 3. 地域における耐震化の促進の啓発

耐震化を進める重点区域等については、積極的に地域への啓発を行っていく必要があります。その方法として、区・町内会・自治会、自主防災組織への防災に関する講話を行うなかで、自ら耐震化に取り組む姿勢づくりの意識を醸成し、どのような対策を講じていくべきかを話し合うなど、安全なまちづくりの実現に努めていきます。



## 4. 市民活動との連携

春日井市では、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災意識の高揚を図る活動を積極的に実施しています。特に、地域の安全リーダーを養成する市民大学である「春日井安全アカデミー」では、第一線で活躍している講師による防災講座を開講し、広く市民に啓発しています。このような機会をより多く設けることで、地域での防災意識を高めることが期待できます。

今後も、現在の啓発活動を継続して実施していく他、より多くの市民に安全で安心して暮らせるまちづくりへの参加を広報誌やインターネット等を通して促進します。

春日井市が実施している防災に関する普及・啓発活動

名称	活動内容等
春日井市安全なまちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春日井市長を会長に、市内の各種団体が参加</li> <li>・5つの部会に分かれ活動を実施</li> <li>・「安全・安心まちづくりポニター※」や、「安全・安心まちづくり女性フォーラム実行委員会」、小学校区ごとに地域の団体から推薦された推進員が活動</li> </ul>
安全都市研究部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環境と安全についての調査・研究を行う部会で、安全なまちづくり協議会のシンクタンク的存在</li> </ul>
啓発活動推進部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民大学である「春日井安全アカデミー」の開講と、「協議会だより」の発行を主な活動とし、安全に関する人づくり、安全意識の普及・啓発を実施</li> </ul>
春日井安全アカデミー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民として地域の安全を自分たちで考え、行動していくため、各分野の第一線で活躍されている講師陣による講義を開催</li> <li>・防災コースと生活安全コースを開催</li> </ul>
安全・安心まちづくりポニター※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全なまちづくり協議会が開講している「春日井安全アカデミー」の講座を卒業後、それぞれの地域で活動できるポニターを養成</li> <li>・ポニターは、地域での安全リーダー的役割を担う市民で、アカデミーを卒業し、ポニター養成講座を受講した人に協議会長から委嘱</li> <li>・主な活動は、災害図上訓練（DIG）の企画・運営、総合防災訓練・地域防災訓練への参加、家具転倒防止啓発等</li> </ul>

※ボランティアとモニターの春日井市の造語

名称	活動内容等
<p>安全・安心まちづくり 女性フォーラム実行委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に密着した女性の価値観や視点、感性を取り入れ、安全・安心なまちづくりを進める活動を実施</li> <li>・2002年から小学校、保育園及び幼稚園などで、「自分の命は自分で守る」をテーマに安全意識の啓発活動を実施</li> </ul>
<p>地域における市民防災マニュアル 作成の手引き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区・町内会・自治会、自主防災組織が「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、その地域で市民防災マニュアルを作成する際の手引きを作成</li> <li>・地域内の災害時の役割分担、避難場所、緊急連絡網などの例を掲載</li> <li>・手引きは、市役所4階市民安全課や同2階情報コーナーをはじめ、公共施設で配布、ホームページで公開</li> </ul>



春日井安全アカデミー入学式



防災コース



春日井安全アカデミー卒業式

## 4-2 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

### 1. 耐震診断・耐震改修に係る補助制度

春日井市では、住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度を創設し、支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である住宅・建築物耐震改修事業や、愛知県の補助制度である耐震診断費補助事業、耐震改修費補助事業等を活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

#### (1) 木造住宅無料耐震診断

対象となる 建築物	①1981年5月31日以前に着工された在来軸組構法、伝統構法の住宅 ②現在居住している住宅 ③一戸建て住宅や長屋住宅、併用住宅（借家を含む）
--------------	--

耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして判定された住宅の所有者に対し、耐震化を呼びかけるパンフレット等を配布し、情報提供を図っています。今後も、耐震診断を実施する建築士と連携し、耐震改修につなぐ効果的な情報発信に努めていきます。

#### (2) 木造住宅耐震改修費補助制度

対象となる 建築物	春日井市が実施した無料耐震診断で、判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅
対象となる 工事	判定値を1.0以上（一応倒壊しない）とする耐震改修工事（ただし、耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3を加算した数値以上にする工事）
補助額	耐震改修工事費の5分の4以内の額（100万円を限度とする。）

（2020年4月1日現在）

(3) 非木造住宅耐震診断費、耐震改修設計費・耐震改修費補助制度

非木造住宅耐震診断費補助	対象となる建築物	①1981年5月31日以前に着工された非木造住宅 ②一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅 <sup>※1</sup> 、マンション <sup>※2</sup> ③市が実施している木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 ④国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く		
	補助額	耐震診断に要する費用と基準額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内かつ市の定める限度額以内		
		一戸建て住宅	区 分 1戸あたり	基準額 13万6千円
	一戸建て住宅以外	面積区分	基準単価 (円/㎡)	限度額 (戸あたり)
		延べ面積 1,000㎡以下の部分	3,670	5万円
		延べ面積 1,000㎡を超えて 2,000㎡以下の部分	1,570	
		延べ面積 2,000㎡を超える部分	1,050	

(2020年4月1日現在)

非木造住宅耐震改修設計費補助	対象となる建築物	春日井市内にある1981年5月31日以前に着工されたマンション <sup>※2</sup> (ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く)
	補助額	改修設計費の3分の2の額(1戸あたり10万円を限度とする。)

(2020年4月1日現在)

非木造住宅 耐震改修費 補助	対象となる 建築物	①1981年5月31日以前に着工された非木造住宅 ②一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅※ <sup>1</sup> 、マンション※ <sup>2</sup> ③市が実施している木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 ④国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く		
	補助額	区 分	補助対象経費	限度額 (戸あたり)
		マンション 以外	耐震改修工事費の5分の4以内の額	
マンション	次に掲げる額の合計 ①耐震補強工事費(補助対象経費又は延べ面積に1㎡あたり50,200円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。)に3分の1を乗じて得た額(80万円を限度とする。) ②工事監理費の3分の2(改修設計費の補助額と合計して10万円を限度とする。) ③附帯工事費(80万円以内で、①と合計して80万円を限度とする。)		90万円	

(2020年4月1日現在)

※1 併用住宅：店舗等の用途の面積が延べ面積の1/2未満のもの

※2 マンション：耐火建築物又は準耐火建築物、延べ面積1,000㎡以上、かつ地階を除く階数が原則3階以上であること

## 2. 住宅の除却に係る補助制度

春日井市では、耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された木造住宅及び老朽化して倒壊等のおそれのある空き家について、除却をすることで倒壊等による被害を未然に防止するため、除却に係る補助制度を創設し、支援しています。

### (1) 木造住宅除却費補助制度

対象となる建築物	補助申請をする前年度までに、春日井市が実施した無料耐震診断で、判定値が1.0未満(倒壊する可能性がある)と診断された住宅
対象となる経費	除却工事のうち、解体、運搬及び処分する工事に要する費用とする。ただし、一戸建て以外の住宅については、延べ面積1㎡につき34,100円を乗じて得た額を限度とする。
補助額	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額(20万円を限度とする。)

(2020年4月1日現在)

## (2) 老朽空き家解体費補助制度

対象となる建築物	①市内に存する1年以上使用されていないもの ②床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの ③建築後木造にあつては22年、非木造にあつては47年を経過したもの ④個人が所有するもの ⑤所有者以外の権利者が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該空き家の解体について同意しているもの ⑥空き家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する措置命令を受けていないもの
対象となる経費	空き家並びに当該空き家に附属する工作物及び立木等の全部を解体する工事に要する費用（解体に伴い発生する廃材等の処分費用及び解体後の土地の整地費用も含む。）とする。
補助額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（20万円を限度とする。）

(2020年4月1日現在)

## 3. 代理受領制度

春日井市では、2020年4月から耐震関連事業補助金の代理受領制度を創設しました。代理受領制度は、建物所有者等（申請者）が春日井市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、工事の請負業者等（事業者）に補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することができる制度です。

これにより、申請者は、補助金相当額を除いた工事費等を用意すればよいため、当初の費用負担が軽減されます。

代理受領制度について、今後さらに周知を図り、住宅の耐震化の促進に努めます。

例：木造住宅の耐震改修工事で、工事費250万円、補助金100万円の場合



## 4. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、2006年度（平成18年度）税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限る。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が、「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。春日井市では、市民の皆さんがこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進に努めます。

### 住宅に係る耐震改修促進税制（2020年4月1日現在）の概要

所得税	個人が、2006年4月1日から2021年12月31日までに、旧耐震基準（1981年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、一定の金額を所得税額から控除する。 〈控除額〉 2014年（平成26年）4月1日から2021年12月31日までの間に耐震改修をした場合 耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額の10%（最高25万円）
固定資産税	1982年（昭和57年）1月1日以前から所在する住宅について、2022年（令和4年）3月31日までに一定の耐震改修（工事費50万円超）を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）の2分の1を減額する。 ※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、3分の2を減額する。

資料：財務省

## 5. 地震保険の割引制度

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による居住用の建物と家財の損害を補償する地震災害専用の保険です。この地震保険料については、対象となる建物の建築年や耐震性能による割引制度が設けられています。

地震保険の割引制度

割引制度		割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引 契約開始日： 2001年（平成13年）10月1日以降		対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	契約開始日： 2014年7月1日以降	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
			耐震等級2	30%
			耐震等級3	50%
免震建築物割引	契約開始日： 2014年7月1日以降	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引 契約開始日： 2007年10月1日以降		地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

資料：財務省



### 4-3 低コスト耐震化工法の普及

春日井市では愛知県と協調し、住宅の耐震診断事業や耐震改修費補助事業を行っています。しかし、住宅の耐震改修は床・天井や仕上げの撤去・復旧等により、工事費が高額となる場合があり、改修費補助を受けても所有者等の負担が大きくなっている状況です。

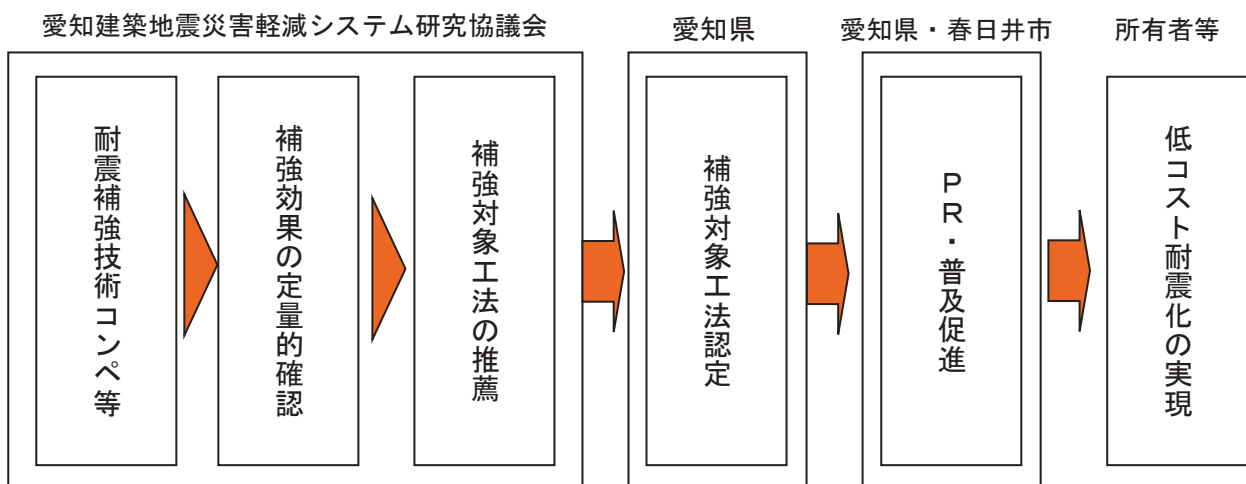
住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれるため、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等は、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」を設立しています。

この協議会は、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう、これらの技術を広く普及することを目指しています。

その協議会の活動として、工法評価委員会を開催し、耐震改修に有効な工法について、協議会として評価することとしています。

春日井市では、これらの成果を受けて補助対象工法のPR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に耐震改修に取り組めるようにしていきます。また、耐震改修事業者に対しても、講習会等を通じ、低コスト耐震化工法の理解や技術向上に向けた普及を図り、耐震化の意識啓発に努めていきます。

低コスト耐震補強技術・工法の補助対象の手順



## 4-4 住宅供給公社等による耐震改修支援

### 1. 住宅の改修時の仮住居の提供

---

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の活用を図ります。

### 2. 耐震診断・耐震改修の支援

---

愛知県住宅供給公社は、管理者（所有者）からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、団地内の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

## 第5章 建築物の耐震化促進

### 5-1 市有建築物の耐震化促進

2020年4月時点で春日井市が所有する特定既存耐震不適格建築物は、除却することが決まっている高蔵寺駅北口自転車駐車を除き、全て耐震化されています。

また、それ以外で耐震基準に満たない市有建築物については、保全状態や将来的な利用方針を検討した上で、必要な耐震化を計画的に推進します。

### 5-2 民間建築物の耐震化促進のための支援制度

#### 1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、防災上重要な建築物等について、耐震診断に係る補助制度を設け支援していきます。

また、耐震診断義務付け対象建築物である要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物は、不特定多数の者や避難弱者が利用する建築物、避難路沿道建築物、防災拠点建築物であり、優先的に耐震化を進めていく必要があることから、耐震改修に係る補助制度を設け支援しています。

今後、耐震診断義務付け対象建築物の除却費及び耐震改修の設計費への補助制度や、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断費への補助制度の創設を検討します。

#### 2. 耐震診断・耐震改修に係る補助制度

##### (1) 非木造建築物耐震診断費補助制度

対象となる建築物	①1981年5月31日以前に着工された非木造建築物 ②春日井市地域防災計画及び愛知県地域防災計画に定める避難所、救急病院又は救急診療所(以下「防災上重要な建築物」という。) ③国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く			
補助額	耐震診断に要する費用と基準額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内かつ市の定める限度額以内			
	区 分		基準単価 (円/㎡)	限度額 (1棟あたり)
	防災上重要な建築物	延べ面積 1,000㎡以下の部分	3,670	120万円
		延べ面積 1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,570	
延べ面積 2,000㎡を超える部分		1,050		

(2020年4月1日現在)

## (2) コミュニティ集会施設耐震診断費補助制度

春日井市では、区・町内会・自治会などの地域が管理するコミュニティ集会施設の耐震診断を行う場合に、その費用の補助制度を設け支援しています。

対象となる経費	耐震診断に要する費用	
補助額	木造	上記経費の2分の1（5万円を限度とする。）
	木造以外	上記経費の2分の1（120万円を限度とする。）

(2020年4月1日現在)

## (3) 耐震診断義務化建築物耐震改修費補助制度

対象となる建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物		
補助額	区分	補助対象経費	補助金の額
	要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修工事に要する経費。ただし、延べ面積に51,200円/㎡を乗じて得た額を限度とする。	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額
	要安全確認計画記載建築物	耐震改修工事に要する経費。ただし、延べ面積に51,200円/㎡を乗じて得た額を限度とする。	補助対象経費の3分の2に相当する額

(2020年4月1日現在)

## 5-3 特定既存耐震不適格建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。一方、所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うこととなります。

春日井市は所管行政庁として、耐震化を早期に推進するため、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、その後、勧告・命令を行うこととします。

### 1. 指示等の対象建築物

指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、全ての特定既存耐震不適格建築物です。  
指示、公表の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、次の特定既存耐震不適格建築物です。

#### 指示等の対象建築物棟数

指示、公表の対象となる特定既存耐震不適格建築物 (耐震改修促進法第15条第2項に規定されたもの)	対象棟数
病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物	9※
小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物	0※
火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物	2※
その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物	138※

※2020年1月の数値

指示等の対象建築物の用途及び規模

※法	政令第6条第2項	用途	法※第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象特定既存耐震不適格建築物	法※第15条第2項の指示、公表及び勧告・命令対象特定既存耐震不適格建築物
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	2,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの） 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
第14条第2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
第14条第3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県計画又は本計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	全ての建築物

※耐震改修促進法

## 2. 指導等の実施

---

### (1) 耐震診断義務付け対象建築物についての指導・助言

#### 耐震診断結果の公表

耐震診断義務付け対象建築物については、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

耐震診断結果の報告の内容の公表については、当該報告の内容を取りまとめた上で公表しなければならないとされていますが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

#### 指導・助言・指示・公表

報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等を通じて公表します。

#### 勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震改修を行わない耐震診断義務付け対象建築物のうち、倒壊の危険性が極めて高い耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対しては、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを、建築基準法第10条第3項に基づき命令します。また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、同条第1項及び第2項に基づき、勧告・命令を行います。

### (2) 特定既存耐震不適格建築物についての指導・助言

#### 指導・助言

特定既存耐震不適格建築物の所有者に、特定既存耐震不適格建築物の基準を示し個別に周知するとともに、パンフレットの配布・インターネットによる情報発信等により、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物に該当することを認知してもらう必要があります。その上で巡回等を行い、耐震化の進捗についてのフォローアップを行い、耐震診断・耐震改修を個別に指導します。

### (3) 地震に対する安全性の向上が、特に必要な特定既存耐震不適格建築物についての指示、公表、勧告・命令

#### 指示

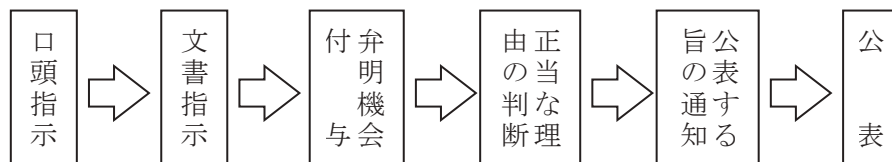
耐震改修促進法第 15 条第 2 項各号に該当する特定既存耐震不適格建築物について、安全性に関しての報告及び立入り検査の結果を踏まえて、耐震診断の受診について指示を行います。また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない建築物については、耐震改修を行うよう指示をします。指示の方法は、口頭により行いますが、さらに相当な期間の経過を経ても実施されない場合は、文書により指示をします。

#### 公表

耐震診断や耐震改修を実施するよう指示している特定既存耐震不適格建築物について、重ねての指示にもかかわらず、「正当な理由」がなく、従わないときは、「指示に従わない旨の公表」を行うことを通知し、公表することが妥当であると判断された場合は公表します。この場合、耐震診断や耐震改修の指示に従わない特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、一定期間弁明の機会を付与します。「正当な理由」については、除却・機能廃止計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実施計画を策定し、計画的な改修が確実に行われる見込みのある場合等、やむを得ないと認められる場合とし、その計画等を勘案し判断します。

公表の方法は、春日井市のホームページへの掲載等を検討します。

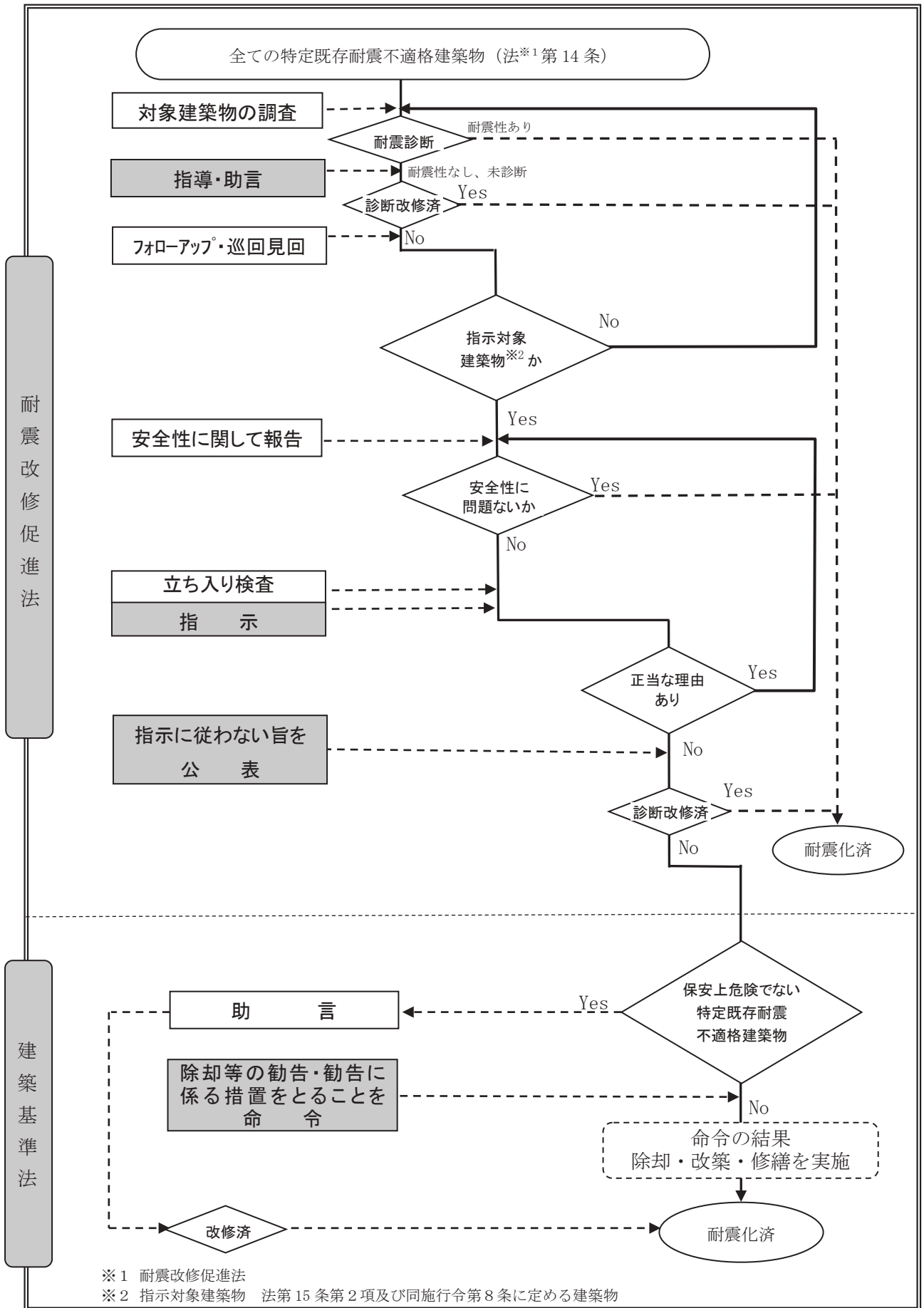
#### 公表の手順



#### 勧告・命令

公表してもなお、耐震改修を行わない特定既存耐震不適格建築物のうち、倒壊の危険性が極めて高い特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを、建築基準法第 10 条第 3 項に基づき命令します。また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合は、同条第 1 項及び第 2 項に基づき、勧告・命令を行います。





## 第6章 住宅・建築物の減災化促進

### 6-1 減災化促進のための対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは十分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を進め、減災化を促進していきます。

#### 1. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることによって避難路が確保できず、避難や救護活動・救援活動に支障をきたすこととなります。

ブロック塀等の危険性について、広報誌やホームページ、パンフレット等で市民に周知するとともに、春日井市内における住宅や事業所等から、春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）第2編第1章、（風水害等災害対策計画）第2編第3章に記載している指定避難所や指定緊急避難場所等へ至る経路を避難路とし、ブロック塀等の倒壊による被害を防止する対策を推進していきます。

#### 2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を与える危険性があります。そのため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性も含めて広報誌やホームページ、パンフレット等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

また、小中学校など地震発生時の子どもの安全を確保するため、避難経路となっている場所の窓ガラス飛散防止対策を進めていきます。

#### 3. エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処法について周知を図るとともに、愛知県・関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進していきます。

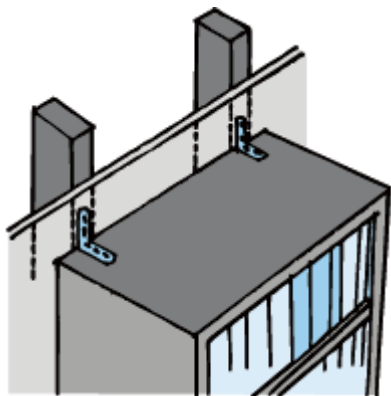
## 4. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止対策が行われていない場合、死傷の原因になったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、誰でもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識を広報誌やインターネットを活用して市民に周知し、地域主体による家具の安全対策の取組を推進していきます。

また、春日井市社会福祉協議会では、要配慮者となる高齢者等の世帯を対象に「高齢者等家具転倒防止器具の取り付け」を行い、家具の転倒防止対策を行っています。

### 高齢者等家具転倒防止器具の取り付け

対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯</li> <li>・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯</li> <li>・ 障がい者のみの世帯</li> <li>・ 65 歳以上の高齢者と障がい者のみの世帯</li> <li>・ その他春日井市社会福祉協議会長が必要と認める世帯</li> </ul>
内容	<p>寝室・居間・食堂等に設置してある家具（タンス、食器棚、書棚、冷蔵庫）の地震による転倒を防止するため、L型金具やベルト等の転倒防止器具（器具代のみ実費負担が必要）を取り付ける</p>

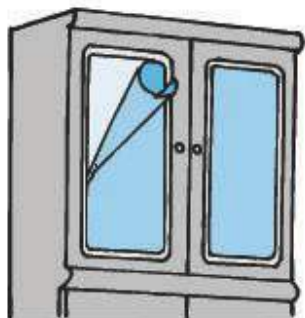


家具の転倒等の防止対策例



壁に隠れている桟を探してL字金具で固定します。桟の場所は、ドライバーの柄などで壁をたたいてコンコンと固い音がする所です。

くさび状になったゴムや樹脂製品をかませます。



食器棚などには飛散防止フィルムをはります。ガラスや食器の破片が床に飛び散るとケガの原因になります。

## 5. 住宅の敷地の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、住宅が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、愛知県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進していきます。

## 6. 段階的耐震改修の促進

住宅の耐震化において、評点 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を段階的に実施する段階的耐震改修を促進することで、評点の低い住宅の全壊を防ぐ対策を推進していきます。

## 7. 耐震シェルター設置の促進

住宅倒壊から人命を守るため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段として、耐震シェルターの整備を推進していきます。

### 6-2 減災化促進のための支援制度

#### 1. 段階的耐震改修費補助制度

対象となる建築物	春日井市が実施した無料耐震診断で、判定値が 1.0 未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅	
対象となる工事	一段目	①判定値が 0.4 以下の場合 判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする工事 ②判定値が 1.0 未満の場合 判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、1 階の判定値を 1.0 以上にする工事
	二段目	一段目耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、判定値を 1.0 以上とする工事
補助額	一段目	耐震改修工事費の 5 分の 4 以内の額（60 万円を限度とする。）
	二段目	耐震改修工事費の 5 分の 4 以内の額（40 万円を限度とする。）

(2020 年 4 月 1 日現在)

## 2. 耐震シェルター整備費補助制度

対象となる建築物	春日井市が実施した無料耐震診断で、判定値が1.0未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅
対象となる経費	耐震シェルターの購入、運搬及び整備に要する費用
補助額	補助対象経費の2分の1（20万円を限度とする。）

（2020年4月1日現在）

## 3. ブロック塀等撤去費補助制度

対象となるブロック塀等	公道等に面する高さ1m以上のブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材等を用いた塀や門柱） ただし、公道等と敷地地盤面の高さが異なる場合は、公道等からの高さが1m以上で、かつ敷地地盤面からの高さが60cmを超えるブロック塀等
対象となる経費	撤去、運搬及び処分する工事に要する費用とし、ブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じて得た額を限度とする。
補助額	補助対象経費の2分の1（10万円を限度とする。）

（2020年4月1日現在）

## 第7章 計画達成に向けて

住宅の耐震化については、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績や、住宅・土地統計調査の集計を参考に進捗状況の確認を行います。

耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）については、特に耐震化の重要性が高い建築物であることから、優先的に耐震化を促進することとして目標を定めています。このため、耐震診断義務付け対象建築物については、耐震化が進んでいるか、進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

また、住宅・建築物の減災化については、所有者に対する意識啓発を行うとともに、より効果的な減災対策の取組を進めていきます。

さらに、計画達成に向けて、引き続き取組を実施するとともに、国の施策の動向を踏まえ、愛知県と連携して新たな補助制度の創設等を検討し、住宅・建築物の耐震化・減災化の促進を図っていきます。

なお、本計画は、県計画や関連計画等に照らしてその内容を検証し、適宜見直しを行うこととします。

# 参 考 資 料

## 1. 近年発生した大規模な地震と耐震改修に係る動向

主な大規模な地震	建築物の耐震改修に係る動向
<p>●兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) 平成7年1月17日発生 死者：6,434人 行方不明者：3人 負傷者：43,792人 住家被害合計：639,686棟</p>	<p>■建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の施行（平成7年12月）</p>
<p>●新潟県中越地震 平成16年10月23日発生 死者：68人 行方不明者：0人 負傷者：4,805人 住家被害合計：121,900棟</p>	<p>■住宅・建築物の地震防災推進会議の設置（平成17年2月） ■中央防災会議「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」決定（平成17年3月） ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標</p>
<p>●福岡県西方沖を震源とする地震 (福岡県西方沖地震) 平成17年3月20日発生 死者：1人 行方不明者：0人 負傷者：1,087人 住家被害合計：8,997棟</p>	<p>■中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定（平成17年9月） ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ■特別国会「改正耐震改修促進法」の成立（平成17年10月） ■改正耐震改修促進法の公布（平成17年11月） ■国の基本方針等の公布（平成18年1月） ■改正耐震改修促進法の施行（平成18年1月）</p>
<p>●能登半島地震 平成19年3月25日発生 死者：1人 行方不明者：0人 負傷者：356人 住家被害合計：29,329棟</p>	<p>■「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」策定（平成19年3月）</p>
<p>●新潟県中越沖地震 平成19年7月16日発生 死者：15人 行方不明者：0人 負傷者：2,345人 住家被害合計：41,202棟</p>	
<p>●東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 平成23年3月11日発生 死者：19,689人 行方不明者：2,563人 負傷者：6,233人 住家被害合計：1,164,746棟 ※平成31年3月8日現在 消防庁災害対策本部発表 第159報より</p>	<p>■「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築減災プラン2020」策定（平成24年3月） ■改正耐震改修促進法の公布（平成25年5月） ■建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条第1項第1号の国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件の公布（平成25年10月） ■改正耐震改修促進法の施行（平成25年11月）</p>

主な大規模な地震	建築物の耐震改修に係る動向
<p>●熊本県熊本地方を震源とする地震 (熊本地震) 平成 28 年 4 月 14 日、16 日発生 死者：273 人 負傷者：2,809 人 住家被害合計：207,156 棟 ※平成 31 年 4 月 12 日現在 消防庁応急対策室発表 第 121 報より</p> <p>●大阪府北部を震源とする地震 (大阪府北部地震) 平成 30 年 6 月 18 日発生 死者：6 人 負傷者：462 人 住家被害合計：61,776 棟 ※令和元年 8 月 20 日現在 消防庁応急対策室発表 第 32 報より</p> <p>●北海道胆振東部地震 平成 30 年 9 月 6 日発生 死者：43 人 負傷者：782 人 住家被害合計：15,978 棟 ※令和元年 8 月 20 日現在 消防庁応急対策室発表 第 35 報より</p>	<p>■建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正（平成 30 年 12 月）</p> <p>■建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 22 条第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が定める事項を定める件の改正（平成 30 年 12 月）</p> <p>■建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件の改正（令和元年 10 月）</p> <p>■住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ公表（令和 2 年 5 月）</p>

出典：総務省消防庁ホームページ、国土交通省ホームページ



## 2. 阪神・淡路大震災の被害状況

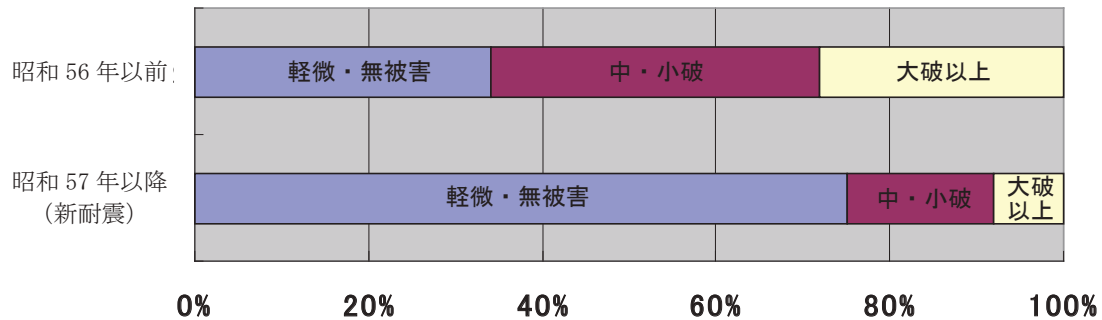
### ① 死者数の約9割が住宅の倒壊等によるもの

原因	死者数
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人(88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550人(10%)
その他	121人(2%)
合計	5,502人(100%)

※平成7年度版「警察白書」より(平成7年4月24日現在)警察庁調べ

※平成17年12月22日現在の死者数は6,434人、全壊住家数は104,906戸(消防庁)

### ② 昭和56年以前の建築物(「新耐震」以前の建築物)に大きな被害



出典：平成18年2月「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説」

## 3. 東日本大震災の被害状況

### <人的被害>

- ・死因の約9割が溺死によるもの(岩手県・宮城県・福島県)

原因	死者数
溺死	14,308人(91%)
圧死・損壊死・その他	667人(4%)
焼死	145人(1%)
不詳	666人(4%)
合計	15,786人(100%)

平成24年8月31日現在

### <建物被害>

- ・約12万棟は津波により全壊
- ・地震動により被災した建物は、旧耐震建築物に被害が多い

住家被害	棟数
全壊	129,391棟(12%)
半壊	265,096棟(23%)
一部破損	743,298棟(65%)
合計	1,137,785棟(100%)

平成24年9月11日現在

出典：平成25年3月総務省消防庁「東日本大震災記録集」

#### 4. 南海トラフ地震における主な被害想定と最大限の防災対策を見込んだ被害想定

中央防災会議防災対策実行会議の南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループでは、平成 29 年 9 月に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方（報告）」において、現状での被害の想定（最悪のケース）と最大限の防災対策等を見込んだ被害の想定を行った。

被害概要	現状※ <sup>1</sup> での被害の想定 (最大のケース)	最大限の防災対策等※ <sup>2</sup> を見込んだ被害の想定	最大限の防災対策等の内容	
人的被害 ※ <sup>3</sup>	建物被害	約 82,000 人	約 15,000 人	・耐震化率 100% ・家具転倒・落下防止対策実施 100%
	津波被害	約 230,000 人	約 46,000 人	・全員が発災後すぐ避難開始 ・既存の津波避難ビル有効活用 等
	急傾斜地崩壊	約 600 人	0 人	・急傾斜地崩壊危険箇所の対策整備率 100%
	火災	約 10,000 人	約 300 人	・感震ブレーカー設置率 100% ・初期消火成功率の向上 等
	ブロック塀等	約 30 人	0 人	・転倒防止及び落下物対策実施率 100%
	合計	約 323,000 人	約 61,000 人	
建物被害 ※ <sup>4</sup>	揺れによる全壊棟数	約 627,000 棟 (耐震化率 79%)	約 118,000 棟	・耐震化率 100%
	津波による全壊棟数	約 157,000 棟	※ <sup>5</sup>	
経済被害 ※ <sup>6</sup>	資産等の被害(被災地)	約 169.5 兆円	約 80.4 兆円	・耐震化率 100% ・急傾斜地崩壊危険箇所の対策整備率 100% ・感震ブレーカー設置率 100% ・初期消火成功率の向上 等
	生産・サービス低下による被害(全国)	約 44.7 兆円	約 31.8 兆円	・資産の喪失の軽減(上記資産等の被害と同じ仮定) ・津波からの早期避難 ・家具転倒・落下防止対策 100% ・ブロック塀転倒防止実施率 100%

※<sup>1</sup> 被害想定実施時（平成 24 年公表）

※<sup>2</sup> 現時点（平成 24 年時点）で実施率等を定量的に見込むことができる対策について最大限考慮したもの

※<sup>3</sup> 地震動（陸側）、津波ケース、時間帯（冬・深夜）、風速（8m/s）の場合

※<sup>4</sup> 地震動（基本）、津波ケースの場合

※<sup>5</sup> 減災効果は算定できていない

※<sup>6</sup> 地震動（陸側）、津波ケース、時間帯（冬・夕方）、風速（8m/s）の場合

出典：平成 29 年 9 月「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」

## 5. 春日井市における民間住宅・建築物耐震化への補助実績

平成14年度から令和元年度に行われた、春日井市における民間住宅・建築物耐震化への補助実績件数は以下のとおりです。

### ■ 民間木造住宅無料耐震診断実績(棟)

	診断 件数	判定値 I <sub>w</sub> 1.5 以上 倒壊しない	1.5 未満～ 1.0 以上 一応倒壊 しない	1.0 未満～ 0.7 以上 倒壊する 可能性がある	0.7 未満 倒壊する 可能性が高い
平成14年度	100	0	15	38	47
平成15年度	500	8	100	202	190
平成16年度	500	6	119	183	192
平成17年度	400	5	89	142	164
平成18年度	260	1	1	14	244
平成19年度	199	0	1	10	187
平成20年度	193	0	1	8	184
平成21年度	153	0	0	6	148
平成22年度	161	0	0	3	158
平成23年度	184	0	0	3	181
平成24年度	174	0	0	4	170
平成25年度	81	0	0	0	81
平成26年度	74	0	0	0	74
平成27年度	68	0	0	1	67
平成28年度	130	0	0	0	130
平成29年度	66	0	0	0	66
平成30年度	53	0	0	0	53
令和元年度	181	0	0	0	181
計	3,477	20	326	614	2,517
割合		0.6%	9.4%	17.6%	72.4%

■民間木造住宅耐震改修実績(戸)

	耐震改修 件数	累計
平成 14 年度		
平成 15 年度	7	7
平成 16 年度	19	26
平成 17 年度	38	64
平成 18 年度	58	122
平成 19 年度	27	149
平成 20 年度	23	172
平成 21 年度	23	195
平成 22 年度	41	236
平成 23 年度	74	310
平成 24 年度	45	355
平成 25 年度	36	391
平成 26 年度	24	415
平成 27 年度	14	429
平成 28 年度	16	445
平成 29 年度	34	479
平成 30 年度	10	489
令和元年度	17	506
計	506	

—参考：耐震改修工事費及び工事期間の実績—  
 工事費→平均 約 200 万円  
 (内 60 万円が補助、ただし、平成 23～28 年度  
 は内 90 万円が補助、平成 29 年度は内 120 万円  
 が補助、平成 30 年度以降は内 100 万円が補助)  
 工事期間→平均 約 5 週間  
 (平成 15 年度～平成 25 年度の春日井市耐震改  
 修費補助事業実績より)

■民間木造住宅段階的耐震改修実績 (棟)

	耐震改修件数 (一段目)	耐震改修件数 (二段目)
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	1	0
平成 28 年度	2	0
平成 29 年度	1	0
平成 30 年度	1	0
令和元年度	0	0
計	5	0

■民間木造住宅耐震シェルター整備実績（棟）

	整備件数	累計
平成 23 年度	1	1
平成 24 年度	2	3
平成 25 年度	0	3
平成 26 年度	0	3
平成 27 年度	1	4
平成 28 年度	2	6
平成 29 年度	2	8
平成 30 年度	0	8
令和元年度	0	0
計	8	

■民間非木造住宅耐震診断実績

	診断件数（棟）	診断件数（戸）	累計（戸）
平成 20 年度	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0
平成 24 年度	2	25	25
平成 25 年度	3	39	64
平成 26 年度	1	12	76
平成 27 年度	0	0	76
平成 28 年度	1	31	107
平成 29 年度	0	0	107
平成 30 年度	0	0	107
令和元年度	0	0	107
計	7	107	

■民間木造住宅除却実績（戸）

	除却件数	累計
平成 30 年度	1	1
令和元年度	5	6
計	6	

■民間非木造住宅耐震改修実績

	改修件数（棟）	改修件数（戸）	累計（戸）
平成 20 年度	0	0	0
平成 21 年度	0	0	0
平成 22 年度	0	0	0
平成 23 年度	0	0	0
平成 24 年度	0	0	0
平成 25 年度	0	0	0
平成 26 年度	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0
平成 29 年度	1	31	31
平成 30 年度	0	0	31
令和元年度	0	0	31
計	1	31	

■コミュニティ集会施設耐震診断実績（棟）

	木造		非木造	
	診断件数	累計	診断件数	累計
平成 24 年度	0	0	0	0
平成 25 年度	1	1	0	0
平成 26 年度	1	2	2	2
平成 27 年度	0	2	0	2
平成 28 年度	1	3	0	2
平成 29 年度	0	3	1	3
平成 30 年度	1	4	0	3
令和元年度	0	4	0	3
計	4		3	

■ブロック塀等撤去費補助実績

	撤去件数	累計
平成 30 年度	75	75
令和元年度	39	114
計	114	

## 6. 関係法令

### ■建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

#### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合  
当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合  
当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期



限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

**第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事

項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

## ■建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年1月25日

国土交通省告示第184号

最終改正平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく

命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

### 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実に努めることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実に努めるものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

## 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有



者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の

目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

#### ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

#### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

##### 附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。
- 2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

##### 附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

##### 附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

##### 附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

(別添)

## 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

### 第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては第一号及び第三号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては第二号及び第三号にそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第一により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 $I_w$ 、 $P_d$ 及び $Q_r$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$I_w$  各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

$P_d$  各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位 キロニュートン）

$Q_r$  各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位 キロニュートン）

ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の $P_d$ は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第八十二条の四に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

この式において、 $P_d$ 、 $P_w$ 、 $P_e$ 及び $E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P_d$  イに定める $P_d$ の数値（単位 キロニュートン）

P<sub>w</sub> 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位 キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第四十六条第四項の表一の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に一・九六を乗じた数値（別表第二の軸組の種類欄に掲げる軸組にあつては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位 メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が一の建築物にあつては別表第三一、地階を除く階数が二の建築物の一階並びに地階を除く階数が三の建築物の一階及び二階にあつては別表第三二の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P。 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定めるQ<sub>r</sub>の数値に〇・二五を乗じた数値とする（単位 キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第四の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

ハ イに定める建築物の各階のQ<sub>r</sub>は、次の式によって得られる数値（一階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で二階又は三階が木造である建築物の木造部分の階のQ<sub>r</sub>にあつては、同式によって得られる数値を一・二倍した数値）とする。ただし、令第八十八条第一項及び第二項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、Q<sub>r</sub>、A<sub>f</sub>、C<sub>r</sub>、W<sub>s</sub>、Z、C<sub>d</sub>及びC<sub>g</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q<sub>r</sub> イに定めるQ<sub>r</sub>の数値（単位 キロニュートン）

C<sub>r</sub> 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第五の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

W<sub>s</sub> 令第八十六条第二項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあつては、同条第三項に規定する垂直積雪量（単位 メートル）に〇・二六を乗じた数値、それ以外の建築物にあつては零（単位 一平方メートルにつきキロニュートン）

A<sub>f</sub> 当該階の床面積（単位 平方メートル）

Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値

C<sub>d</sub> 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが四メートル未満の建築物であつて、地階を除く階数が二の建築物の一階又は地階を除く階数が三の建築物の一階若しくは二階の場合には一・一三、その他の場合には一

C<sub>g</sub> 令第八十八条第二項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあつては一・五、それ以外の建築物にあつては一

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハマまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第六により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_0}{F_{es} Z R_t}$$

この式において、 $I_s$ 、 $E_0$ 、 $F_{es}$ 、 $Z$ 及び $R_t$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 $F_{es}$ については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることことができる。

$I_s$  各階の構造耐震指標

$E_0$  各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

$F_{es}$  令第八十二条の四第二号に規定する $F_{es}$ の数値

$Z$  令第八十八条第一項に規定する $Z$ の数値

$R_t$  令第八十八条第一項に規定する $R_t$ の数値

ロ イに定める建築物の各階の $E_0$ は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の $E_0$ は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の(1)の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることことができるものとする。

$$(1) E_0 = \frac{Q_u F}{W A_i}$$

$$(2) E_0 = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$

$$(3) \alpha = \frac{2 (2n + 1)}{3 (n + 1)}$$

(1)から(3)までの式において、 $E_0$ 、 $Q_u$ 、 $F$ 、 $W$ 、 $A_i$ 、 $Q_1$ 、 $Q_2$ 、 $Q_3$ 、 $F_1$ 、 $F_2$ 、 $F_3$ 、 $\alpha$ 及び $n$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_0$  イに定める $E_0$ の数値

$Q_u$  各階の保有水平耐力

$F$  各階の靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第七に掲げる $F_i$ と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第八に掲げる $F_i$ とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

$W$  令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）

$A_i$  令第八十八条第一項に規定する当該階に係る $A_i$ の数値

$Q_1$  ハに定める第一グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第一グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

$Q_2$  ハに定める第二グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第二グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

$Q_3$  ハに定める第三グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第三グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

$F_1$  第一グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の $F_i$ の最小値

$F_2$  第二グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の $F_i$ の最小値

$F_3$  第三グループの架構等の種類に応じた別表第七及び別表第八に掲げる当該架構等の $F_i$ の最小値

$\alpha$  割増係数

$n$  建築物の地階を除く階数

ハ 別表第七及び別表第八に掲げる $F_i$ の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を三組に区分する場合において、 $F_i$ の最も小さな架構等を含む組を第一グループ、 $F_i$ の最も大きな架構等を含む組を第三グループ、その他の組を第二グループとする。

ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_{es} W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、 $q$ 、 $Q_u$ 、 $F_{es}$ 、 $W$ 、 $Z$ 、 $R_t$ 、 $A_i$ 及び $S_t$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。



q 各階の保有水平耐力に係る指標

Q<sub>u</sub> ロに定めるQ<sub>u</sub>数値

F<sub>e.s</sub> イに定めるF<sub>e.s</sub>の数値

W ロに定めるWの数値

Z イに定めるZの数値

R<sub>t</sub> イに定めるR<sub>t</sub>の数値

A<sub>i</sub> ロに定めるA<sub>i</sub>の数値

S<sub>t</sub> 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては○・二五、その他の構造方法にあっては○・三とする。

三 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合すること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあっては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

- (1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。
- (2) 石造の擁壁にあっては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。
- (3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。
- (4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあっては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。

- (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
- (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあっては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

## 第二 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第一に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を釣合いよく配置し、

地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。

二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。

三 木造の建築物等にあつては、前二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。

ロ 筋かい、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。

ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するもの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。

ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から一メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。

四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。

ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。

ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等を生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。

ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆止めを講ずること。

五 鉄筋コンクリート造等（組積造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造等の部分にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。

ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性をもたせるための措置を講ずること。

六 建築物の敷地にあつては、次の方法によること。

イ 高さが二メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であつて、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー一体、格子状に組み合わせ

た鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下の建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。

七 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

### 別表第一

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	$I_w$ が〇・七未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	$I_w$ が〇・七以上一・〇未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	$I_w$ が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 $I_w$ は、構造耐震指標を表す数値とする。		

### 別表第二

	軸組の種類	倍率
(一)	塗り厚が九センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）	三・九
(二)	厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成十二年建設省告示第千四百六十号（以下「告示第千四百六十号」という。）第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・六
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	一・九
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第	二・六

	一号の規定に適合しないものに限る。)	
(五)	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第千四百六十号第一号の規定に適合しないものに限る。）	二・九
(六)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	一・六
(七)	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(八)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を五十センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・七
(九)	柱及び間柱の片面にせっこうボード（J I S A六九〇一（せっこうボード製品）一一九九四に適合するせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するGNF四〇、一・二GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	一・二
(十)	厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートルの木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A五五〇八（くぎ）一一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔	一・二

	が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	
(十一)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた受材(くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。) 及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するGNF四〇、GNC四〇その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・三
(十二)	構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林水産省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。) で厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。) を柱及び間柱にくぎ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	二・五
(十三)	化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・四
(十四)	厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた受材(くぎの間隔が三十センチメートル以下のものに限る。) 及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが五・五ミリメートル以上のものをくぎ(J I S A五五〇八(くぎ) 一一九九二に適合するN三八又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。) で打ち付けた壁(垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が二十センチメートル以下のものに限る。) を設けた軸組	一・〇
(十五)	令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)まで又は(一)から(十四)までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	併用する軸組の令第四十六条第四項の表一の(一)から(八)まで

		の倍率の欄に掲げる 数値に一・九六を乗じ た数値又は(一)から (十四)までの倍率の欄 に掲げる数値の和(当 該数値の和が九・八を 超える場合は九・八)
--	--	--

別表第三一一

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	鉄筋コンクリート造の べた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法 としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	著しいひび割れのある 鉄筋コンクリート造の べた基礎若しくは布基 礎、無筋コンクリート 造の布基礎又は玉石基 礎(柱脚に足固めを設 けたものに限る。)	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法 としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	〇・七
		その他の接合方法としたもの	〇・七
	その他の基礎	—	〇・七
	二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造の べた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法 としたもの
告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)			〇・八

		までに掲げる接合方法としたもの	
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・六
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・五
		その他の接合方法としたもの	○・三五
	その他の基礎	—	○・三五
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・六五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・四五
		その他の接合方法としたもの	○・二五
著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六	
	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・四五	
	告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある	○・三五	

		軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	
		その他の接合方法としたもの	○・二五
	その他の基礎	—	○・二五
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三五
		その他の接合方法としたもの	○・二
著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。)		告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・六
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・三五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)	○・三
		その他の接合方法としたもの	○・二
	その他の基礎	—	○・二
この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

### 別表第三—二

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
二・五未満	—	—	一・〇
二・五以上 四・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	一・〇



		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・八
		その他の接合方法としたもの	○・八
	その他の基礎	—	○・八
四・〇以上 六・〇未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・九
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七
		その他の接合方法としたもの	○・七
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	○・八五
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	○・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	○・七

		その他の接合方法としたもの	〇・七
	その他の基礎	—	〇・七
六・〇以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	一・〇
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	〇・六
		その他の接合方法としたもの	〇・六
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第千四百六十号第二号に適合する接合方法としたもの	〇・八
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	〇・七
		告示第千四百六十号第二号に適合しない場合であって、告示第千四百六十号表三(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	〇・六
		その他の接合方法としたもの	〇・六
	その他の基礎	—	〇・六
	この表において、地階を除く階数が三の建築物の二階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。		

#### 別表第四

側端部分の壁量充足率	上欄の側端部分の反対側の側端部分の壁量充足率	直上階の床の仕様	低減係数
〇・三三未満	〇・三三未満	—	一・〇
	〇・三三以上〇・六六未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・七
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	〇・五
		その他の仕様	〇・三

	○・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・六
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・四五
		その他の仕様	○・三
	一・〇以上	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・六
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・四五
		その他の仕様	○・三
○・三三以上	○・三三以上○・六六未満	—	一・〇
○・六六未満	○・六六以上一・〇未満	横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・八
		火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの	○・八
		その他の仕様	○・七五
	一・〇以上	—	○・七五
○・六六以上	○・六六以上	—	一・〇

この表における壁量充足率の算定方法については、平成十二年建設省告示第千三百五十二号第一号及び第二号の規定を準用する。この場合においては、同告示第一号中「令第四十六条第四項の規定の表一の数値」とあるのは「令第四十六条第四項の規定の表一の数値に一・九六を乗じたもの又は別表第二の数値」と、「同項の表二の数値」とあるのは「別表第五の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 別表第五

建築物の種類		単位床面積当たりの必要保有耐力（一平方メートルにつきキロニュートン）					
		階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	階数が三の建築物の一階	階数が三の建築物の二階	階数が三の建築物の三階
(一)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	○・六四	一・四一	○・七八	二・〇七	一・五九	○・九一
(二)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金	○・二八	○・八三	○・三七	一・三四	○・九八	○・四三

	属板、石板、木板その他 これらに類する軽い材 料でふいたもの						
(三)	(一)及び(二)に掲げる建 築物以外の建築物	〇・四	一・〇六	〇・五三	一・六六	一・二五	〇・六二
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。							

### 別表第六

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	$I_s$ が〇・三未満の場合又は $q$ が〇・五未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一)及び(三)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	$I_s$ が〇・六以上の場合で、かつ、 $q$ が一・〇以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 $I_s$ 及び $q$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。		
$I_s$ 各階の構造耐震指標		
$q$ 各階の保有水平耐力に係る指標		

### 別表第七

架構の種類	鉄骨造の架構の $F_i$ の数値
(一) 柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	四・〇
(二) 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	三・〇
(三) 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	二・五
(四) 接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐	二・〇

	力が低下するもの	
(五)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、 接合部に塑性変形が著しく生じ易い こと等のため、耐力が急激に低下する もの	一・五
(六)	接合部又は筋かいの破断が生じ易い もの又は(一)から(五)までに掲げるも の以外のもの	一・〇
この表において、 $F_i$ は、架構の靱性を表す数値とする。		

### 別表第八

柱又は壁の種類	鉄骨鉄筋コンクリート造の 柱又は壁の $F_i$ の数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンク リート造の柱又は壁以外の 柱又は壁の $F_i$ の数値
(一) せん断破壊が著しく生じ難いた め、塑性変形の度が特に高い柱	三・五	三・二
(二) せん断破壊が著しく生じ難いはり に専ら塑性変形が生ずる架構の柱	三・五	三・〇
(三) せん断破壊が生じ難いため、塑性 変形の度が高い柱	二・四	二・二
(四) せん断破壊が生じ易いはりに専ら 塑性変形が生ずる架構の柱	二・〇	一・五
(五) 塑性変形の度は高くないが、せん 断破壊が生じ難い柱	一・三	一・三
(六) せん断破壊が生じ易いため、塑性 変形の度が低い柱	一・三	一・〇
(七) せん断破壊が著しく生じ易いた め、耐力が急激に低下する柱	一・〇	〇・八
(八) 基礎の浮き上がり等により回転変 形を生ずる壁	三・五	三・〇
(九) せん断破壊が著しく生じ難いた め、塑性変形の度が特に高い壁	二・五	二・〇
(十) せん断破壊が生じ易いため、塑性 変形の度が低い壁	一・三	一・〇
この表において、 $F_i$ は、柱又は壁の靱性を表す数値とする。		

## ■建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）

平成 31 年 1 月 1 日

国住指第 3107 号

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法（以下「認定診断法」という。）について、また、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 102 条に規定する除却の必要性に係る認定及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 25 条に規定する区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る、耐震性のないことを判断することができる認定診断法について、それぞれ別添 1 及び別添 2 のとおり認定したため、通知する。この認定診断法の運用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

貴職におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知の発出に伴い、平成 26 年 11 月 7 日付け国住指第 2850 号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）」は、廃止するものとする。

### 記

- 1 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部省大臣裁定）（別添 1 の表の（1））について  
「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）は、鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。
- 2 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）（別添 1 の表の（2））について  
一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）は、木造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第一号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法の診断表により求められる総合評点 1.0 以上であり、かつ、土台及び基礎が構造耐力上安全であることが確かめることにより判断されること。
- 3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（別添 1 の表の（3））について  
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」は、鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第 1 第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断される

こと。

- 4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法（別添1の表の（4））について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」は、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象として、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認するための簡便な手法であり、壁の多い中低層の鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物以外の建築物に対しては、第1次診断法により適切に耐震性を判断することができないこと。

また、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、これらの基準に定める第2次診断法その他の耐震診断の方法によりさらに詳細な耐震診断を行うことが必要であること。

第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、認定診断法によって地震に対する安全性を評価したものと扱わないこと。

- 5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（別添1の表の（5））について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」は、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

- 6 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」（別添1の表の（6））について

一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」は、非木造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

- 7 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」（別添1の表の（7））について

「屋内運動場等の耐震性能診断基準」は、鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分（冷間成形角形鋼管を使用したものを除く。）について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力

を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

8 一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」（別添1の表の(8)）について

一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」は、木質系工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1第一号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、「地盤・基礎の診断」と「上部構造の診断」から構成され、このうち、上部構造の診断は、「一般診断法」、「精算法」又は「建築基準法施行令に準じる方法」により判断されること。

9 一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」（別添1の表の(9)）について

一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」は、工業化住宅性能認定を受けた鉄鋼系工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法による計算される各階各方向の保有する耐力の必要耐力に対する比（充足率）が1.0以上であることにより判断されること。

10 一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」（別添1の表の(9)）について

一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」は、大型コンクリートパネル造、リブ付中型コンクリート造及び臥梁付中型コンクリート造の工業化住宅の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の保有水平耐力と必要保有水平耐力との比較等により判断されること。

11 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法（別添1の表の(11)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」は、中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物及び整形な耐力壁がある壁式鉄筋コンクリート造の建築物を対象として、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認するための簡便な手法であり、中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物及び整形な耐力壁がある壁式鉄筋コンクリート造の建築物以外の建築物に対しては、当該診断法により適切に耐震性を判断することができないこと。



また、想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、当該指針に定める第2次診断法その他の耐震診断の方法によりさらに詳細な耐震診断を行うことが必要であること。

第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できない場合は、認定診断法によって地震に対する安全性を評価したものと扱わないこと。

- 12 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」（別添1の表の(12)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」は、既存中低層壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、当該耐震診断の方法により計算される各階の構造耐震指標により判断されること。

- 13 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」（別添1の表の(13)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」は、壁式鉄筋コンクリート造の建築物及び壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法であり、規模・構造、立地・敷地、平面形状、立面形状、コンクリート強度及び経年劣化に関する要件を全て満たすことにより判断されること。

当該耐震診断の方法により要件を一つも満たさないことが確認された場合は、地震に対する安全性の評価ができないため、11又は12に掲げる認定診断法によって地震に対する安全性を評価する必要があること。

- 14 一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準（別添1の表の(14)）について

一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準は、既存の組積造の塀について、指針第1第三号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法である。

- 15 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法（別添1の表の(15)）について

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法は、建築物の構造耐力上必要な部分について、指針第 1 第一号及び第二号に掲げる耐震診断の方法と同等以上の効力を有する耐震診断の方法である。

当該耐震診断の方法により当該規定に適合することを確認できない場合は、地震に対する安全性の評価ができないため、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の方法又はその他の認定診断法によって地震に対する安全性を評価する必要があること。

- 16 別添 1 の (4)、(11)、(13) 及び (15) の認定診断法については、耐震性がないことを確認するためには、その他の診断方法により診断する必要があるため、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 25 条及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 102 条の認定においては適用できないこととした。

## 認定書

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 25 条及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 102 条の認定において適用する際を除き、同表の対応する指針の規定の欄に掲げる指針の一部と同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成 26 年 11 月 7 日付け国住指第 2847 号による認定は廃止する。

平成 31 年 1 月 1 日

国土交通大臣 石井 啓一

表

耐震診断の方法		対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）	指針第 1 第二号
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）	指針第 1 第一号
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第 1 第二号
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できる場合に限る。）	指針第 1 第二号
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」	指針第 1 第二号
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第 1 第二号
(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	指針第 1 第二号
(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第一号

(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1 第二号
(10)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	指針第1 第二号
(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できる場合に限る。）	指針第1 第二号
(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」	指針第1 第二号
(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」（規模・構造、立地・敷地、平面形状、立命形状、コンクリート強度及び経年劣化に関する要件を全て満たしていることを確認できる場合に限る。）	指針第1 第二号
(14)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準	指針第1 第三号
(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法（当該規定に適合していることを確認できる場合に限る。）	指針第1 第一号及び第二号

(別添2)

国住指第 3106 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 25 条及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律第 102 条の認定に係る認定書

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 25 条及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 102 条の認定において適用する際に同表の対応する指針の規定の欄に掲げる指針の一部と同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成 26 年 11 月 7 日付け国住指第 2848 号による認定は廃止する。

平成 31 年 1 月 1 日

国土交通大臣 石井 啓一

表

耐震診断の方法		対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和 55 年 7 月 23 日付け文管助第 217 号文部大臣裁定）	指針第 1 第二号
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）	指針第 1 第一号
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第 1 第二号
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」	指針第 1 第二号
(5)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	指針第 1 第二号
(6)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	指針第 1 第二号
(7)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第一号
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第二号
(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」	指針第 1 第二号
(10)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第 2 次診断法」	指針第 1 第二号

(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準	指針第1 第三号
------	---	----------

## ■建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

**第十条** 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

## ■建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

**第十四条の二** 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの





## **春日井市耐震改修促進計画**

**編集・発行 2021年（令和3年）3月**

**春日井市まちづくり推進部建築指導課**

**〒486-8686**

**春日井市鳥居松町5丁目44番地**

**電話 0568-85-6328**

**<https://www.city.kasugai.lg.jp/>**

